

京	都	府
1・4 労働農民党福知山支部結成。 日出 1・6		5・2 乙訓郡向日町物集女蔬菜組合設立(桂瓜・西瓜・ナスの販売統制と蔬菜栽培を事業とし、昭5現在組合員数30戸、耕作反別8町)。府農会報 467
1・上 葛野郡太秦村太秦・高田両区の争議、天皇崩御を名分に個人交渉となり解決。 日出 1・9		5・6 府、郡農会主催の農家副業奨励のための実地講習会に実業教師の派遣を通ちよう。2農2167号
1・22 久世郡御牧村争議、調停成立。 日出 1・23		5・上 農林省、巨椋池干拓事業の国営化を決定。日出 5・7
1・27 帝国水産会第6回総会で加佐郡提案の「鯉油漬缶詰製造事業保護」を可決。 日出 2・5		5・上 与謝郡天の橋立湾内の各漁村、郡役所と協力して震災復興策の第一に金太郎イワシの放養を決定。日出 5・14
1・一 府水産講習所、能登半島北西沖の浅海大和堆(大13特務艦大和が発見)で漁獲試験。 日出 1・24		5・17 府木炭同業組合連合会設立。公報
2・10 府下漁業組合長会議、免許漁場の整理および個人免許などを組合に帰属させることなどを協議。府山林水産課も群小漁業組合の統廃合を計画。 日出 2・16		6・3 由良川沿岸漁民、東京電灯発電所の堰堤がアユ漁に支障をきたすと反対運動。日出 6・4
2・10 久世郡御牧村東一口に東一口農事組合設立(共同精米・共同糶摺・共同灌溉を事業とし昭5現在組合員数150戸、耕作反別110町8反)。府農会報 467		6・29 京都青物小売商組合、建設中の中央卸売市場の卸売人収容方法の単一制に反対、複数制採用を市長に陳情。日出 6・30
2・上 相楽郡瓶原村字河原争議、解決。 日出 2・3		7・8 久世郡久津川村字高津屋争議、解決。日出 7・11
2・上 紀伊郡下鳥羽村争議、悪化。 日出 2・6		7・一 綴喜郡の園芸業、果実23万円、蔬菜36万円を産出。日出 7・14
2・17 穀物検査所、丹波米改善協議会を開催し丹波米の乾燥・調整・俵米検査等の必行事項を決議。府農会報 416		8・9 産業震災復旧補助規程を定める。府令103号
3・7 丹後震災により丹後4郡被害農家戸数13,431戸。 <sup>(1)</sup> 奥丹後震災誌、府農会史、府農会報 417		8・12 綴喜郡農会、地力増進・産米改良に関する調査開始。日出 8・14
3・18 水産技手設置規程を定める。 告示134号		8・15 府立河守蚕業学校、蚕種催青施設工事完成し周辺養蚕農家の蚕種催青委託に応ずる。大江高校60年のあゆみ
3・下 相楽郡相楽村争議、解決。 日出 3・31		8・一 久世郡の電動機(モーター)普及いちじるしい。日出 8・12
4・1 林業共同施設奨励規程を定める。 府令27号		9・1 綴喜郡八幡町耕地整理組合設立。 <sup>(3)</sup> 日出 10・1
4・3 府水産講習所、丹後海にイワシ焚き入れ網の導入を発表(5月上旬、与謝郡伊根村の漁民、漁道混乱を理由に反対運動を起こす)。 日出 5・12		10・25 府、市町村に永小作に関する調査の実施を通ちよう。2農3855号
4・13 農林省、府に国営大規模開墾実施希望の有無を照会(知事、巨椋池およびその沿岸地域の開墾計画樹立、主要工事の国営施行を申請)。巨椋池干拓誌		11・10 乙訓郡向日町寺戸に向日町苺組合設立(イチゴ狩を目的とするイチゴ栽培・販売を事業とし、昭5現在組合員数17戸、耕作反別3町)。府農会報 467
4・22 4月上旬、村井・桑船・山城各銀行等休業後、緊急勅令支払猶余令公布。多数の府下産業組合貯金支払制限実施。		11・21 市中の塩干魚取扱問屋、中央卸売市場の開設をひかえ統合して京都塩干魚会社を設立(資本金340万円)。市学区大観
4・28 府の大型実習指導船昭和丸進水。 <sup>(2)</sup> 府漁港の歴史		11・一 葛野郡嵯峨町に農事協同会設立。府農会報 425
		12・6 京都市中央卸売市場開業(山城3郡・京都市のそ菜・果樹生産者、場内に立売場を開設し自由売買を行なう)。市中央卸売市場30年史

参	考	日	本
(1) 丹後4郡農用地被害面積 (畦畔・宅地・溜池被害は除く)	田 畑		
	町 町		
与謝郡	141.1	73.8	
中郡	638.2	133.4	
竹野郡	347.9	106.1	
熊野郡	111.4	20.8	
	1,238.6	334.1	
<p>発震1週間前ごろ、与謝郡栗田湾および島陰・湾内ではかつて漁獲をみなかった赤エビ・耳イカなどが捕獲され、これに対し地震後にはカレイ・サバの1本釣が著しく不漁となる。なお各地から震災義捐金 がよせられ、4・15 現在農会関係はドイツ加里シンジケート5千円、帝国農会1千円など総計1万円余に達す。府下養蚕家義捐器具、蚕箔15,000・蚕網30,000に達す。</p> <p>(2) 大10以来の沿岸定置網漁業、機船底曳網漁業の不振切り抜けに建造したもので、ケッチ型鋼船62.54トン、ディーゼル120馬力、建造費6万7千円。2カ年計画の技術指導により主にサバ巾着網漁業を指導し好成果をあげた。</p> <p>(3) 地主側は同町内の低湿水田230町歩の排水事業を目的とし、事業完成後は現在の小作料相当1石2斗を5年前の1石5斗に復することを主張しこれをめぐって小作側と争議。</p>			
12・22	中央卸売市場の生魚販売に関し京都生魚(株)と生産地トロール漁業者の紛擾に知事調停。 日出 12・19、23		
<p><b>この年</b></p> <p>▷ 府木炭同業組合連合会、第1回木炭品評会を開催。府山林会報</p> <p>▷ みぶよもぎの種子を日本新薬(株)技師長高田桂が中京区壬生に伝植。日本近代農業史年表</p> <p>▷ 府農会、米生産費調査を開始(大15・3から府下2千戸に配付した農家経済簿から採す調査)。府農会報 416</p> <p><b>この年ごろ</b></p> <p>▷ 左京区一乗寺で聖護院大根の病虫害防除に噴霧器を使用開始、右京区太秦で聖護院大根の栽培にこれまでの厩肥に代えて都市塵芥を施用。近郊蔬菜作の変遷</p> <p>▷ 宇治村黄檗の平野甚之丞、昭2、3ころから茶の品種改良に着手(昭7ころ久世郡小倉村小山政次郎との共同研究に入りおおむね固定をみた)。☆</p>			
		3・一	登録税法改正(部落有林野(入会地)の統一に際しては、有償・無償を問わず保存登記・移転登記ともに無税とする)。
		4・10	獣医師法施行。
		4・一	農林省、自作農地法案を立案するが閣議認めず。
		4・一	石垣隈太郎の大日本水産会への寄付により三会堂(大日本農会・大日本山林会・大日本水産会の事務所・集会所)の再建をはかり、鉄筋コンクリート6階建の建物完成。
		4・一	大日本生糸販売組合連合会、横浜に開設。
		5・25	農林省に蚕糸局設置(明43生産調査会で設置勧告を受けていたもの)。
		6・14	大審院、地主が小作料不払運動に対抗して稲立毛の仮差押え・競売をした場合、小作人側の刈取は窃盗となると判決。
		6・22	肥料調査委員会設けられ、肥料に関する重要方策を諮問。
		8・12	水源涵養造林補助規則公布。
		9・6	金融恐慌による購繭資金調達難に応じため養蚕応急資金5,000万円の融資を決定。
		10・29	帝国蚕糸(株)(第3次)設立(資本金500万円、糸価安定のため生糸買入れ・担保貸付けを行なう)。
		11・10	岐阜県鷺村で農民6,000人、立毛差押え・競売反対で小作争議(11・24山添村、11・25一色村でも争議、地主宅襲撃)。
<p><b>この年</b></p> <p>▷ 人口食糧問題調査会官制公布。</p> <p>▷ 耕地整理組合の旧債償還・低利借替えのために簡易生命保険積立金融通を始める。</p> <p>▷ 養鶏奨励規則を定め、全国5カ所に種鶏場を設け、産卵能力検定・種鶏種卵の払下げなどを行なう。</p> <p>▷ 地主組合数頂点に達する。</p> <p>▷ 病虫害指定試験が始められ、ルテン式精米機・麦土入れ機考案される。</p>			

京	都	府
1・7 府自作農奨励資金貸付審査会、本年の貸付割当を47万円、47町村25組合とする。 日出 1・8		合員数10戸、耕作反別3町8反)。府農会報 467
3・2 水源涵養造林奨励規程を定める。 府令15号		12・22 牛疫予防令。府令114号
3・28 桑船竹林同業組合設立。公報		12・一 市、尿尿処理浄化装置を設置(1日200石、下京区西九条森本町)。大京都誌
3・一 副業奨励規程を定める。府令19号		この年
4・27 郡市農会長技術員連合協議会、俵米品評会規程を決議。府農会史		▷ 南桑田郡農会、竹林組合を設置。家畜共済事業開始。丹波及丹波人
4・29 紀伊郡下鳥羽村農民組合解散。 日出 5・20		▷ 昭和丸によるサバ巾着網試験。府水産史年表
4・一 船井郡胡麻村畑郷第2農事実行組合設立(柴草採取奨励・木炭改良・肥料等の共同購入などを事業とし、組合員数33戸、耕作反別17町)。府農会報 467		この年ごろ
4・一 船井郡下和知村、木炭共同売捌組合を設けて木炭の共同販売を実施。府山林会報		▷ 左京区田中の野市消滅。近郊蔬菜作の変遷
6・一 新綾部製糸(株)設立。綾部町史		▷ 左京区一乗寺の聖護院キウリの病虫害防除にボルドー液・砒酸鉛・除虫菊などの使用開始。同上
6・一 反郡是熱たかまる(掃立時は大高値を宣伝し購繭時は安値でたたく。繭質の検査結果を公表せず、郡の組合代表で会社側にくみする者あり。これに対処するため丹後地方では購繭・製糸を村営にし、兵庫県当局は繭の共同販売を各会社の競争入札制にすることを奨励する等の反対運動たかまる)。日出 6・17		▷ 府下製糸業不況のため1月から5月まで2割の操業短縮。府蚕糸業組合50年史
7・上 府、丹後沿岸の専用以外の漁業権整理に着手(免許交付後1カ年以内に事業に着手せず将来の見込みないものなど整理。これにより組合漁業への一本化がはやまる)。日出 7・4		▷ 組合製糸昭和社設立。府産業組合50年史
8・一 何鹿郡東八田村大股土工森林組合設立(3カ年計画で3.8kmの林道敷設に着手)。府山林会報		
9・上 府、サケ・マス増殖に奨励金交付。 日出 9・8		
9・一 綴喜郡茶業に粗揉機等の機械導入さかん。 日出 9・12		
9・一 与謝郡吉津村文珠に文珠区農会設立(球根栽培・米穀共同調製などの事業、組合員数15戸、耕作反別11町)。府農会報 467		
11・一 北桑田郡平屋小学校校長伊藤民蔵、郡是製糸和知工場からの工女募集を契機に、農家婦人の冬期副業として共同作業で機械製糸を行なうだるま製糸組合を設立(昭12頃まで継続)。北桑田郡誌 近代篇		
12・1 京都府第1回肉牛・第6回種牛両共進会を船井郡園部町で開催。府農会報 437		
12・2 愛宕郡上賀茂村第1農事改良実行会設立(麦奴予防・品種改良などの事業、昭5現在組		

参	考	日	本
		1・12 片倉製糸紡績(株)大宮製糸所、御法川式20条繰糸機250台を据付、操業開始(製品は絹靴下用として対米輸出好調)。	
		1・25 日ソ漁業条約改訂条約公布。これまで不安定であった日本人の漁業権の再確認。	
		2・20 第16回総選挙(最初の普通選挙、政友会かろうじて第1党、政友217・民政216・無産諸派8・実業同志会4・革新3・中立その他18)。	
		3・7 米・初輸入制限令公布(米穀の輸入許可制、昭4・12・31まで実施)。	
		3・30 宮城県前谷地村で、地主の小作地取上げに、日農連450人、共同耕作で対抗、警官と衝突。4・25要求貫徹。	
		4・一 農学諸学会連合大集会を開く(農学会・日本農芸化学会・水産学会・日本畜産学会・農業経済学会・日本作物学会・土壤肥料学会の8学会)。	
		5・27 日本農民組合と全日本農民組合合同し、全国農民組合(全農)結成(7・5再び全日本農民組合結成)。	
		8・一 日本羊毛工業会設立(旧組織を解散して拡大)。	
		9・4 東京米穀商品取引所期米市場、買占めによる混乱で立会中止(9・6後場再開)。	
		10・4 農林省の米作豊作予想発表で、東京米穀商品取引所期米市場混乱、立会停止(10月中混乱づく)。	
		12・29 台湾・明治・大日本など製糖6社、砂糖供給組合を結成(精製糖の国内販売カルテル)。	
		この年	
		▷ 糖業奨励金が沖縄・鹿児島両県に交付される。	
		▷ 政府の農村救済のための低利資金が、産業組合中央金庫を経て産業組合に貸し付けられる。養蚕応急資金・中小商工業者応急資金・霜害救済資金・地方災害救済資金等である。	
		▷ 第3次帝国蚕糸(株)設立され、帝国蚕糸倉庫会社と生糸の共同保管による価格維持をはかる。糸価維持のための恒久機関とされる。	
		▷ この年以後小作人組合衰微に向かう。	
		▷ 大阪府農事試験場で動力噴霧機の試験行なわれ、高北犁など朝鮮へ移出されはじめる。	
		▷ 大豆かすの肥料としての地位ゆらぎ、硫酸がその地位を奪い、化成肥料の製造・輸入始まる。	

京	都	府
2・8	種禽場設置奨励規程を定める。 府令7号	
2・8	種雛種卵配付規程を定める。 告示62号	
2・12	全国農民組合(全農)京都府連結成。 農民組合運動史	
2・19	稚蚕共同桑園設置奨励規程を定める。 府令12号	
2・27	綴喜郡有智郷村内里争議、地主側は小作調停裁判を申請。5月下旬つづいて地主側は南山土地会社を組織し農業経営を計画。 日出 3・18、5・24	
3・30	竹林奨励規程を定める。 府令34号	
4・5	市、馬匹畜産組合設立。 告示199号	
4・8	御大典記念京都府蚕業共進会、福知山町で開催。 日出 4・9	
5・上	府、大札記念事業として町村公有林1千町歩の造林を25カ年継続事業とすることを発表。 日出 5・11	
5・24	府、郡農会長に農家の宅地および官公有の溜池の利用状況を調査するよう通ちょう。 4農2003号	
6・28	南桑寅天堰水利問題。 <sup>(1)</sup> 日出 6・29、30、7・2	
6・一	京都府購買販売利用組合連合会設立。 府の農林水産業	
6・一	洛西桂川水利問題(桂川濁水により両岸各村が一の堰・二の堰の開閉時期をめぐり対立し、太秦署長らあつ旋につとめる)。日出 6・30	
8・1	漁業取締規則改正(定置保護区域の設定、電流漁法禁止など)。 府令74号	
8・上	府、農村疲弊対策として農村社会事業の振興を計画。 日出 8・3	
9・1	府、農業調査を開始。 公報、日出 9・4	
10・4	府農会、丹後各郡農会において町村農会総代に農会の理解をうながす講習会開催。 府農会史	
10・一	加佐郡・天田郡の晩秋蚕、郡是(株)の不良蚕種で被害受ける。 日出 11・1	
11・6	郡市農会長会、政府に米価政策に関し建議。 府農会報 449	
11・9	天田郡家畜保険組合発起人会。 日出 11・11	
11・上	加佐郡高野・中筋・四所3カ村7カ字共有の城屋山400町歩の分割完了。 同上	
11・12	南桑田郡河原林村争議発生(小作料3割減および奨励米増額要求、昭5・3解決)。 農民組合運動史	
		<p><b>この年</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 相楽郡高山村農会、御大典記念に農会是を定め、基本調査開始。 府農会報 511</li> <li>▷ 熊野郡農産物販売組合設立(久美浜町、組合員2,013名、グリーンピース栽培・缶詰製造販売を行なう)。 府農会報 463</li> <li>▷ 府農会、第1回農業経営批評会開催(農村経済更生の資とする)。 府農会史</li> <li>▷ 府農会、菜種の共同販売を実施(容量取引を改めて1畝正味100斤入とし、乾燥調整・検査を督促)。 同上</li> </ul> <p><b>この年ごろ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 与謝郡養老村岩ヶ鼻部落の有志32名、岩ヶ鼻海産肥料製造(資)を設立(ヒサゴ網漁によるイワシを材料とした魚肥を製造)。 府漁港の歴史</li> <li>▷ 組合製糸昭栄社設立。 府蚕糸業組合50年史</li> </ul>

参	考	日	本
(1)	大堰川の寅天堰水利問題はすでに大13・6・22に生じたが、今夏の旱魃に際し府土木部の調停が成立せず、馬路村民は寅天縦堰の撤廃を主張して村役場につめよる。千代川村民は慣行を楯に用水を馬路村へ分譲するようにとの知事の懇請を拒否。警官隊数百名、徹宵警戒に入る。	2・23	昭2秋以来の青森県車力村小作争議激化(3・23争議団幹部検束、警官と乱闘。3・29県の調停で小作側勝利)。 2・一 肥料調査委員会答申をもとに立案された肥料管理法案提出、貴族院で審議未了となる。自作農特別会計法案も審議未了。 3・28 糸価安定融資補償法公布(政府の損失補償による融資を行ない、糸価維持を目的とする。9・1施行)。 3・30 水産試験場官制公布(農林省所管、東京越中島、4・1施行)。 5・22 米穀調査会官制公布。 5・29 小作調停法を宮城・岩手・青森3県に施行する旨公布。 5・一 国有林野所在市町村交付金規則施行。 9・1 家畜保険組合法施行(政府が再保険して飼育家畜の死亡による損失を防ぐ家畜保険組合成立)。 9・26 農林省、生糸検査所検査および鑑定規則・輸出生糸検査法施行規則各改正公布(10・1生糸格付検査実施)。 10・11 農林省、造林奨励規則公布。 10・一 米国株式市場暴落の影響を受け、生糸価格崩落。 11・19 蚕糸業同業組合中央会総会、共同保管・操業短縮・糸価安定融資補償法発動要請などを決議。 11・25 社会政策審議会、小作法整備の答申案を可決(12・7労働組合法制定答申案を可決)。 11・27 大14秋以来の秋田県前田村小作争議で、武装した争議団と警官隊・暴力団乱闘(12・27和解)。 <b>この年</b> ▷ 大8の林業奨励費・大15の林業共同施設奨励費・昭2の水源涵養造林奨励費の3者を合した民有林野その他造林促進費を予算に計上。 ▷ 国有林施業集約度増進計画実行に入る。 ▷ 開墾助成法による助成率を工事費の4割とする。 ▷ 蚕糸業法改正。役馬奨励規則公布。馬政局廃止。 ▷ 農業土木学会設立(耕地整理研究会の継承、当時東京・京都・九州の3帝大に農業土木の講座があった)。 ▷ 大阪の伊丹基次郎の複式ゴムロールもみすり機が顕著な成績を示し、以後急速に普及。

京	都	府
1・12 天田郡六人部漁業組合設立。 日出 1・13		7・8 府農会、スイカ統制協議会開催(京都スイカの検査・販売、スイカ批評会の開催などを協議)。府農会史
1・27 府農会、筍販売改善講演会を粟生光明寺で開催。府農会史		7・18 府木炭組合連合会、協議会を開催(木炭の規格統一、製炭事業の改善発達等を協議)。府山林会報
1・一 北桑田郡の山村、経済界の不況と米材による木材価格の低落等により負債増加。 日出 2・7		7・下 府水産講習所、漁業組合を水系別に統合することを計画。日出 7・27
3・14 開墾地移住奨励規程を定める。府令12号		7・一 船井郡園部町に町営林業研究所設立(マツタケ・栗・筍の栽培研究)。府山林会報
3・19 京都府筍出荷組合連合会設立(新販路拡張のため冷蔵庫による東京への販出を計画)。府農会史		7・一 加佐郡倉梯村竹林組合設立(竹林造成と竹材の共同販売を事業とし、組合員数106戸、栽培面積46町5反)。府農会報 467
3・一 京都府耕地協会設立(耕地整理事業実施の奨励・あっ旋など)。府の農林水産業		8・6 第7回農会技術員講習会、農村疲弊救済に関する宣言決議を可決。府農会史
3・一 府山林会、全国山林会の動きに呼応して山林所得税軽減運動に立上る。府山林会報		8・13 加佐郡八雲村、不況対策協議会を開催し村是の確立などを決議。府農会報 458
4・4 加佐郡家畜保険組合設立。 日出 4・7		9・上 綴喜郡農民、農村不況の折負担軽減のため郡農会廃止の動き。日出 9・8
4・10 府、畜牛標準体型の基本調査に着手(府下3万3千頭の畜牛中3万頭の役肉用牛の改良目標として標準体型を設定)。日出 4・12		9・19 郡水産会長会議、漁業者救済のため低利資金の融通を全国的問題として推進することを決議。日出 9・20
4・22 農業共同作業場設置奨励金の交付を通知。5農2176号		9・26 郡市町村農会長大会、農村不況対策を協議し不況対策成案4万枚を印刷し各農家に配付。府農会報 459、日出 9・27
4・一 府農事試験場長、京都農林学校長兼任をとかれ以後専任場長となる。府の農林水産業		9・下 府農会、米価および繭価下落・木材価格下落による農村不況対策として全国的に米の不売同盟運動をおこすことを発表。日出 9・24
4・一 府山林会、農林大臣に竹林研究所の設置を建議。府山林会報		10・1 府山林会、マツタケ増殖試験満10カ年を経過し終了(松樹間伐は40%間伐が適当と結論)。府山林会報
4・一 市中央卸売市場乙立売場の経営すべて府農会事業となる。府農会史		10・25 府山林会、内閣等に森林金融に関し建議。同上
5・27 愛宕郡修学院村一乗寺高等園芸組合設立(そ菜の促成栽培法改善と販売の統一を事業とし、組合員数12戸、耕作反別10町)。府農会報 467		10・一 府山林会、知事に山村の失業救済を建議。同上
5・一 竹野郡農会、水田むけ種鯉の飼養に成功(府下で最初の試み)。日出 5・5		11・上 綴喜郡草内村争議、解決。日出 11・4
5・一 宇治の湯水問題で宇治町当局と日本レイヨン(株)対立(会社側の堀抜井戸使用制限に対し宇治茶精製に支障ありと町当局が反対)。日出 5・4		12・5 府、農村不況対策に京都大丸において農村工芸品即売会を開催(～11日)。
6・20 木炭ガス自動車、はじめて府庁に来る。府山林会報		12・下 城南地方の養蚕農家、蚕業不況により桑園をそ菜畑に転換するもの続出。日出 12・29
6・一 府下の炬火力乾燥機共同使用すむ。日出 6・8		この年 ▷ 府農会、種苗業者によるそ菜種子の委託採種圃経営に着手。 <sup>(4)</sup> 府農会史
6・一 田中出荷組合設立(左京区田中、トウガラシの出荷を事業とし、組合員数35戸、耕作反別9町8反)。府農会報 467		▷ 筏税廃止。府山林会報
7・4 高野奨農会設立(愛宕郡修学院村高野、園芸栽培の奨励、生産物販売の統一を事業とし、組合員数21戸、耕作反別13町)。同上		▷ 与謝郡農会、水稻の地元苗と鳥取県岩見郡の苗により旭2号・銀坊主・衣川等の早期栽培を試みる。府農会報 475

参	考	日	本
(1)	丹後各郡、天田郡、何鹿郡のそ菜種子の自給と経営改善を目的に京都種苗商組合と契約し、聖護院大根・聖護院蕪菁・時無大根等の採種経営を委託し、府農会も原種圃3反歩を新設、昭17まで継続。	3・8 政府、生糸相場崩落に対し、糸価安定融資補償法発動を声明。4・5 補償貸出開始(～6・10、総額1億492万5,000円)。	
		4・2 大15以来の新潟県王寺川村王番田小作争議激化、地主を襲撃(12・1解決)。	
		6・一 株式・綿糸・生糸・砂糖などの相場暴落。	
		7・2 山梨県奥野田村小作争議激化(7・8秋田県下井河村で<立禁>執行で紛議)。	
		8・25 全国町村長会臨時総会、農村救済宣言を議決し政府に陳情。	
		8・一 肥料配給改善規則公布(前年審議未了となった肥料管理法案の一部をとる。10年間400万円の経費で、産業組合系統の肥料購買事業を育成する目的である)。	
		10・1 政府、糸価安定融資補償法の適用期間延長と補償金額の増額を決める。	
		10・30 米・粳輸入関税引上令公布(100斤1円を2円に引上げ)。	
		10・一 生糸価格、100斤500円台に崩落、明29以来の安値。	
		11・一 失業救済農山漁村臨時対策低利資金7,000万円融資(うち537万円は副業資金として供給、2,700万円は耕地改良事業。耕地改良事業全体で6カ月間1日の就業人員13万人の予定。3,000万円を養蚕応急資金として貸し出す。全国8万町歩の荒廃桑園のうち4万町歩の改植費用である)。	
		この年 ▷ 世界恐慌、日本に波及(昭和恐慌)農産物価格著しく下落、不況状態は昭7頃まで続く。 ▷ 農業関係各団体、農村救済土木事業の施行を要望。 ▷ このころ産業組合の負債は大部分預金部資金に借り替えられる。 ▷ 世界恐慌とともに外国製硫酸アンモニアの日本へのダンピング始まり、問題化。	
↗	この年ごろ ▷ 左京区吉田における聖護院カブラの栽培消滅し、吉祥院地方の栽培最盛期。 近郊蔬菜作の変遷 ▷ 府下蚕糸業、不況のため1月から2月まで操短。府蚕糸業組合50年史		



京 都 府	京 都 府
1・一 府農会、北海道・東北地方凶作義捐金を募集(系統農会分637円余を送る)。府農会報 474	要求し協議会による農村救済策の無意味なことを主張。 日出 6・25
2・4 政府、巨椋池干拓国営事業の施行を通ちょう(2・12政府、昭6年度から8カ年継続事業としその年度割を定めるため府に事業施行申請を内命。総予算240万円余)。 日出 2・14	6・25 府山林会、山村不況対策協議会を開催。府山林会報
2・一 府、両丹地方に茶園造成着手。府蚕糸茶業課調べ	7・2 丹波・山城地方豪雨により農作物の被害甚大。府農会報 480
2・一 府山林会、何鹿郡東八田村で運材改良のため野村式鉄線運搬法を実験。府山林会報	7・上 大蔵省、府に木津川改修工事により竣工の巨椋池畔4万坪の国有を通達。 日出 7・8
3・1 府、農家に自給肥料施用を勧奨して緑肥作物改良増殖奨励金交付要項を定める(町村農会・農事組合による紫雲英等の採種圃経営等に奨励金を交付)。 7農1129号	8・1 府穀物検査所、農林産物検査所と改称。告示573号
3・17 府農会、肥料配給改善協議会を開催。 <sup>(1)</sup> 府農会史	8・1 府木炭検査規則制定(木炭の出荷販売等を検査制)。府令63号
3・31 府、蚕業技手設置規程改正。府公報	8・一 北桑田郡の林業家経済状態調査(1本5銭で植えた20年生間伐材が3銭にしか売れず山村不況を如実に示す)。府山林会報
3・一 市伏見塵芥焼却場竣工(焼却処理能力は1日5千貫)。市学区大観	9・1 巨椋池干拓漁業権補償、15万円をもって円満解決。 <sup>(2)</sup> 巨椋池干拓誌
3・一 府養蚕業組合連合会設立。公報	9・20 暗渠排水奨励規程を定める(5反以上耕地の暗渠排水工事費の2/1を補助)。告示704号
4・1 与謝郡桑飼村農会、標準農業経営農家を設置。府農会報 485	9・25 天田郡・何鹿郡に降雪被害(農地1,600町歩に被害)。府農会報 483
4・1 府立京都農林学校に第二部(産業組合科)設置。告示222号	9・27 農村振興土木費補助規程を定める。府令81号
4・1 府立須知農学校に林業科設置され府立須知農林学校と改称。府教育史 戦後編	9・30 時局匡救耕地事業補助要項・桑園整理および改植助成要項・自給肥料改良増産奨励金交付要項・放牧採草地改良事業奨励要項・時局匡救林道開設助成要項・炭窯構築助成要項(一世帯一窯に限り構築費の1/4以内の助成金を交付)を定める。告示726号
4・1 府下蚕糸同業組合、蚕糸業組合法による養蚕業組合・製糸組合等に組織替え。府蚕糸業組合50年史	10・4 知事、市町村長会議において農村救済事業振興の必要を訓示。 日出 10・5
4・5 府、有畜農業奨励金交付要項を定める(農業経営改善を図るため有畜農業を奨励し、実行組合の家畜購入代金を補助)。 7農1883号	10・11 巨椋池耕地整理組合設立。告示764号
4・一 満蒙移民熟もりあがる(府の調査によれば竹野郡郷村・与謝郡養老村・加佐郡舞鶴町で移民農家40戸、この他国庫補助がある時の希望農家100余戸が確実となった)。 日出 4・18	10・22 郡市農会長・同技術員協議会、農山漁村経済更生計画を協議。府農会史
5・一 府山林会、伊豆天城山においてワサビ栽培調査を行ない山村の副業奨励に資す。府山林会報	10・28 府、農山漁村経済更生委員会を設置(久世郡御牧村など41カ町村を <b>経済更生指定町村</b> に決定)。府の農林水産業、告示793号
6・1 府穀物検査規則制定。府令48号	10・28 府、農山漁村経済更生計画助成要項を定める。告示794号
6・16 府山林会、四国各県山林会と山村不況対策として連合林政改善を協議。府山林会報	10・一 時局匡救事業として南桑田郡鶴ノ川堰堤工事、府社会課の監督下に完工(延長5km、篠・亀岡・禰田野の村民が就労)。篠村史
6・23 郡市農会長・同技術員連合協議会、農村救済漸行・自力更生・小麦栽培増殖奨励等につき協議(～24)。府農会報 479、480	11・1 府、府農事試験場等で速成堆肥製造方法講習会の開催を通ちょう。 7農4560号
6・24 府農民組合連合会代表ら、農会長協議会に出頭し「系統農会の郡農会費負担拒否」等を	12・6 農山漁村共同作業場奨励要項を定める。告示910号

参 考	日 本
(1) 不況下肥料配給の良否が重要となった折柄、農林省・産組中央会からも臨席し、肥料配給の改善を討議。産組、農会、養蚕組合、肥料商の4ルートを産組中心に整理し、銘柄別の良質肥料の統一、低価配給を協議。	3・14 日本中央蚕糸会設立。
(2) 巨椋池水産会会員は専用漁業権を放棄するが、干拓成立後の土地処分にあたり会員の生活保障については充分考慮すること。その土地に自作または小作農を設定する場合には、大池水産会員を優先的に選定することに極力努力することにより、干拓事業はいよいよ国・府・地元耕地整理組合の三者合弁で行なうこととなり、総工費240万円は国営85万円・府営45万円・地元組合110万円の分割負担となる。なお干拓竣工後の池面約700町歩中沿岸の約300町歩は沿岸5カ村に所属し、そのほとんどは村有地としての私有に属し、中央部400町歩が国有となる。したがって埋立法に基づく埋立権者は昭7・10・11付で京都府に免許せられ、従って埋立地は府所有となるが、府と地元組合との契約で、一切の事業費は組合が負担し、代わりに成功田は府から組合に無償譲与することになった。	4・29 日本農民組合脱退の神奈川・埼玉2県連を中心に、東京・新潟・長野・千葉・静岡・青森・広島・兵庫・福岡の新勢力を集めて、日本農民総同盟を結成。
	5・26 対外政策の強硬と農村救済を唱えて、5・15事件のあとを受けた斎藤実内閣成立。
	6・3 政党支持に関する対立から、全国農民組合全国会議派と主流派の対立深まる。
	6・7 帝国農会、道府県農会長協議会を開き、政府に対して救済政策を要望。
	7・1 既往農村貸付けのうち比較的高利のもの7,700万円につき、その金利を引き下げる(7・7現在の農務局調査によれば <b>農家負債総額</b> 47億1,700万円、1戸当たり平均837円、林業家負債総額8億3,100万円、漁家負債総額1億1,900万円)。
	7・27 文部省、農漁村の欠食児童20万と発表。
	8・13 ロソ漁業特別協定(広田・カラハン協定)。
	8・23 請願運動等の農村救済要求の沸騰するなかで農村非常時局匡救問題解決のために、いわゆる救済国会開会(～9・5)。
	9・8 米穀法第3回改正(米の最低価格を生産費によって決定することとする)。
	9・20 営林局署官制改正(営林局署が民有林に対しても営林指導に当たる権限を与える)。
	9・27 農林省に経済更生部設置(農村経済の窮乏に対しその更生策を実施する機関。農山漁村経済更生計画・産業組合・農業倉庫・産業組合中央金庫・副業に関する業務を扱う)。
	9・一 農林省、農山漁村経済更生計画樹立方針を決める。
	10・24 全日本商権擁護連盟結成(産業組合反対運動の連合体)。
	この年
	▷ 府、小麦改良増殖計画に着手(府農事試験場は本年以降優良小麦種の試作選択試験を開始。農民は、肥料不足のさい、地力収奪のほげしい小麦栽培に消極的)。府農会報 530
	▷ 府、海岸砂防造林助成要項を定める。府の農林水産業
	▷ 府農事試験場、水稲晩生種「旭」の比較改良試験を開始(昭11・3「新旭」として府奨励品種に選定)。
	この年ごろ
	▷ 久世郡大久保村に農会技術員養成機関更生熟設立。 ☆
12・12 府農会、大阪米穀事務所に政府買上米価格を京都市場価格にまで引き上げることを陳情。府農会報 486	
12・16 巨椋池干拓事務所設置。告示931号	
12・一 府山林会、北桑田郡弓削村でナメタケの栽培講習会を開催。府山林会報	

京 都 府	
1・27 巨椋池開墾国営工事事務所開設。 巨椋池干拓誌	の補償を要求（木津川改修工事による宇治茶畑の 潰滅に対し生産者は補償を求めて再三府に陳情）。 日出 7・9
1・27 郡市町村農会長協議会、自給肥料の増 産を図るため山林原野火入れに関する府令を改正 し、原野採草地に火入れを許可するよう府に陳情。 府農会報 487	7・8 寅天堰水利問題、旱天続きで再び千代 川村・馬路村対立激化。府知事は千代川村に第2 立堰の粘土撤去を命令。 日出 7・10
1・27 府農会、経済更生および自給肥料に関 する協議会を開催。 府農会史	7・10 寅天堰水利問題。馬路村民は千代川村 の粘土不撤去に憤慨し府庁におしかける（府、第 2立堰粘土を強制撤去し、排水工事の早期着工確 約と府費による堀抜井戸送水。中旬になって連日 の降雨で解決）。 日出 7・10、18
1・一 1農家当り平均850円の借金に喘ぐ。 日出 2・1	7・上 植付不能旱害田250町歩に広がる。府 は実地指導員を被害地に派遣し指導。 日出 7・13
1・一 日農京都府連結成(書記長早川忠次郎)。 農民組合運動史	10・6 綴喜郡都々城村の茶業者、木津川改修 に伴い内務省発表の茶園買収価格に応じ難いと内 務省大阪土木出張所および知事に陳情。 <sup>(2)</sup> 京都茶業 16:1
1・一 府山林会と近畿地方山林会連合、山林 所得税の軽減運動を展開。 府山林会報	10・下 各地の農民、穀物検査規則一部改正に よる俵装の縦縄免除の取消し措置に反対運動（従 来の横縄1本に加え縦縄を義務づけられ、手間が かかる）。 日出 10・27
2・28 漆樹増殖奨励金交付要項を通ちよう。 8農1345号	11・4 府、米穀移動調査を開始。 告示760号
2・下 綴喜郡都々城村争議、小作人側の村税 不納同盟結成により激化。 日出 3・2	11・5 久世郡久津川村農会、茶園の保護管理 を徹底するため茶園内の荒廃柿樹の伐採更新に着 手。 京都茶業 16:1
2・一 天田郡下夜久野村林業組合設立。 下夜久野村誌、府山林会報	11・上 行政裁判所、府の牧畜業者への営業税 賦課は違法とし府の決定を取消しの判決。 日出 11・7
3・3 府農会、新農家経済簿を発行し経済更 生記帳講習会を開催。 府農会史	11・13 郡市町村農会長会、公課負担の均衡・ 米価のつり上げ等を決議。 府農会報 496
3・7 優良桑苗普及奨励要項を定める。 告示159号	11・24 府に耕地課を新設。 日出 11・25
3・一 大日本山林会、府庁内にて木炭ガス自 動車・製材機および発動機を実演。 府山林会報	11・一 府農会、第1回小麦増収競技会を開催。 府農会報 496
3・一 府、船井郡高原村上豊田に指導茶園(2 町5反)設置(昭15の項参照)。 <sup>(1)</sup> 京都茶業 16:2	12・14 産業組合青年連盟京都府連結成。 府産業組合史
4・一 新綾部製糸(株)、神栄製糸(株)と改称。 綾部町史	12・22 初貯蔵助成金交付要項を定める。 告示 876号
5・18 府農会、産米改良座談会を開催。 府農会史	12・一 全国山林会連合会、全国の山村経済実 態調査(12カ所)の1つに愛宕郡花脊村を選定。 府山林会報
5・19 府、林業共同施設奨励規程(昭2府令 27号)を改正し奨励金交付額を1/3以内と上げる。 公報	この年 ▷ 府農会、合理的施肥法実地指導地(1カ所 5反歩)を26カ所設定。 府農会史
5・25 府農会、農相に小麦の価格維持を陳情。 府農会報 491	▷ 天田郡にて秋蚕の木箱飼い開始。 ↗
5・一 舞鶴の漁業者、自主的に底曳網漁業禁 止区域申合規約を設定。 府漁業の歴史	
6・18 巨椋池干拓起工式(昭16・11竣工。年 々米3万石の増産計画)。 巨椋池干拓誌	
6・26 深刻なる不況に対処し、植物園におい て第1回京都府産業組合長会議開催。拡充5カ年 計画実行に関する件協議決定。 府産業組合史	
6・30 府、宇治茶の販路拡張のため茶業座談 会を開催(満州・外蒙古方面への市場開拓を協議)。 日出 7・1	
7・7 府、内務省田辺土木出張所・大阪土木 出張所に対し木津川改修による綴喜郡茶業生産者	

参 考	日 本
(1) 山城の茶園が頭打ちになったので、これを支 える狙いで両丹に茶園造成を計画。昭5から両丹 10郡に茶園適地の土壌調査開始。昭7から各郡1 カ所あて10カ所を実現(1地区5年計画で各年 400円の補助金を支出、1町歩が最低基準)今日 の両丹地方茶業発展の基礎となる。	1・1 産業組合拡充5カ年計画発足。 1・一 新潟県和田村の小作争議激化(〜3月、 4・5解決)。 2・18 農林省、ニューヨーク海外生糸市場調 査事務所を設置。 3・29 農村負債整理組合法公布(8・1施行、 部落単位の任意団体である農家小組合を、農村負 債整理組合として、これに農民の高利貸的負債 を肩替わりさせる。経済更生指定村では、その計 画中に負債整理計画を織りこませ、組合をつくり、 昭11・1・31には1,308町村に3,529の負債整理組合 成立、約4万1,000人の負債約4千万円整理され る)。 3・29 農業動産信用法公布(12・1施行。農具 ・家畜等を購入する際、購入と同時に動産抵当権 を設定し、それらを使いながら担保に供しうる)。 3・29 米穀統制法公布(11・1施行。公定価 格をあらかじめ明示し、これによる買入れまたは 売渡しの申込みには期日数量に制限なく売買に応 ずることとして米価調節に資する)。 3・29 漁業法改正公布(漁業協同組合の自営 漁業を認める。昭9・8・1施行)。 9・15 積雪地方農村経済調査所を山形県新庄 町に設置。 10・13 米穀輸入制限令公布(10・20実施)。 10・一 繭価大暴落農村の不況深刻。 11・24 反産運動おこる(産業組合の進出に肥 料商・米穀商・醬油醸造業者・文具商・売薬業者 ・医師などが対抗して日本商圏擁護連盟大会をひ らく)。 この年 ▷ 馬事研究所を設けて、第2次馬政計画をた てる。 ▷ 共同利用奨励と関連して動力脱穀機普及。 ▷ 米作、大豊作(水陸稲推定実収高7,000万 石を突破)。 ▷ 佐賀県有明海の干拓はじまる。
(2) 陳情書要旨 潰地茶畑代替地が見つかりにく く、「殊ニ木津川沿岸ノ茶園ハ 毎年洪水期ニ於ケル 濁流ニヨリ土砂沈積シテ肥沃ノ壤土ヲ構成セル タメ茶樹ノ栽培ニ適シ根張深く充分ナルタメ樹勢 旺盛ニシテ發育頗ル宜シク之ヲ宇治木幡地方ノ良 園ニ比スレバ茶芽ノ収量殆ソド倍額ニ達シ一反歩 ニ対スル生芽ノ生産量二百貫以上二百七八十貫目 ニ及ビ其製造収益高モ二倍ニ達スル次第」で減反 になれば、多額の固定資本投下(製茶器具)が無 用となる。	
(3) 信用組合取付 昭5・11 福知山信用組合 7・2 京都市内第一信用組合 7・3 京都市内京都市信用組合 9・5 上鳥羽信用組合 府産業組合史年表	
この年ごろ ▷ 丹後海のサバ巾着網漁業活況を呈し巾着網 35統の布設をみる(以後、濫獲により昭15には操 業8統に減少)。 府漁業の歴史 ▷ 町村単位の蚕糸実行組合設立さかん。☆ ▷ 条桑育の研究はじまる(本格的普及は戦後 にもちこされる)。 ☆ ▷ 4月府の担当係官を増員し産業組合の監督 の充実、負債整理事業の進展をはかる。 <sup>(3)</sup>	

京	都	府
2・6	府、市町村長に愛林運動実施を奨励。 8農5655号	羊1頭の厩肥が桑園1反歩の肥料を賄うとして取引先の養蚕家に綿羊飼育を奨励。 日出 8・16
2・9	天田郡金山村は雲原村西原亀三の治山開墾事業に伴う金山村の一部併合に反対し府に陳情。 日出 2・10	8・中 両丹養蚕地帯農民、農村窮状を度外視すると非難(府の官舎新築・自動車購入に反対)。 日出 8・20
2・一	府購販利組合連合会、農業倉庫を設置(国鉄二条駅構内、設備の完全な点で関西第一と称され、12月政府米の受渡倉庫の指定を受ける)。府の農林水産業	8・21 社寺有林私有林造林奨励規程を定める。府令35号
3・6	京都市中のそ菜販売専用の洗場を設置。府令15号	8・23 町村長会は、知事および政府に蚕糸業の非常応急対策を陳情。 日出 8・24
3・31	府、漁業監視船水風丸竣工(36.3t、機船底曳網漁船の濫獲を取締り)。府の農林水産業	8・25 鐘紡、山科製糸工場を閉鎖(山科工場は絹布製造だけとなる)。鐘紡製糸40年史
3・下	府、本年度経済更生指定の30カ町村に対し14項目の基本調査を決定。 日出 3・31	9・19 府会、養蚕農家救済のための追加予算を可決。 <sup>(3)</sup> 日出 9・13、20
4・1	府、茶園新植奨励金を交付。京都茶業 16:2	9・21 室戸台風による農林関係被害は京都市を中心に1,700余万円に達す(府、災害地の食糧品暴騰に対し暴利取締班を編成。 日出 9・23
4・一	府水産会委託販売斡旋所開設。 <sup>(4)</sup> 府漁業の歴史、帝国水産会沿革誌	9・一 左京区田中村の聖護院大根栽培はバイラス病の激発により以後消滅。府農会報 507
4・一	宮津町で第3回全国産業組合学校協議会。府産業組合史	10・2 郡市農会長会、知事に風水害対策として救農土木事業の継続・罹災農家の負担軽減等を陳情。 同上
5・1	府、桑園整理の跡地(山間部の畑地)に宇麻栽培を奨励し8町歩を新植。公報	10・26 桑園混作奨励要項を定める。9農4459号
5・28	天田郡に農村匡救事業による大江山放牧場完成。 <sup>(2)</sup> 雲原村更生誌	11・5 綴喜郡都々城村岩田争議、全農等の応援で小作側に有利に解決。日本農民運動史、明治百年農業史
5・一	上鳥羽信用組合取付けにあう。府産業組合史	11・7 久世郡御牧村の漁業者120名、巨椋池干拓が完成すると生活の途を断たれると府へ陳情(下旬まで紛議つづく)。 日出 11・18、30
5・一	府茶研、宇治茶の大衆化をめざして低温貯蔵場を建設。 日出 5・21	11・21 府畜産組合連合会、亀岡町において牛馬耕競技会を開催(出場者中ほとんどの者が牛耕で犁は三重県名張市の高北式を使用し、そのほかには日の本式・東田式・磯野式)。府農会報 509
6・1	農繁期託児所設置奨励規程を定める。告示328号	11・27 府、桑苗検査規則を定め桑苗の譲渡・移入等を検査制とする。府令44号
6・8	綴喜郡竹林組合設立。告示373号	11・一 府山林会、大蔵大臣等に山林所得税の軽減を陳情。府山林会報
6・11	府、春繭価低落により郡は製糸園部倉庫等13倉庫を乾繭共同保管施設に指定し保管繭に対しては1貫当り30銭の補助金を交付。 日出 6・14	12・8 熊野郡畜産組合設立。告示671号
7・6	府、農山村経済更生・林業経営の合理化促進を目的に簡易製材所設置奨励要項をきめる。公報	12・28 府農会、政府に国民負担均衡を求める陳情。府農会史
7・29	府、本春両丹地方の桑園の雪害2,000町歩に対し桑の胴枯病予防助成として反当り40銭の助成金を交付。 日出 7・29	この年 ▷ 何鹿郡の綿羊飼育家、綿羊組合を設立し東北地方より約100頭を移入(養蚕農家の蚕渣利用)。府農会報 522
7・一	府山林会第24回総会、林道開設助成その他の建議を決議。府山林会報	▷ 何鹿郡物部村農会、自給肥料増産対策として焼土窯の設置を奨励(この年窯数76、焼土灰3万貫を生産)。府農会報 522
8・上	府、政府の繭価暴落による桑園整理等応急対策に府の徹底的救済は困難と発表。 日出 8・5	▷ 府、スギの優良母樹保存奨励を実施。府の農林水産業
8・14	郡是製糸(株)、地方養蚕組合長等に綿	

参	考	日	本
(1)	府水産会が舞鶴町の吉原水産(株)・丹後水産(株)・新舞鶴町の新舞鶴魚市場・宮津町の宮津魚問屋等7カ所を12万余円で買収し、漁獲物の販売統制を断行したもの。わが国系統水産会を通じて画期的事業であり、昭12以降は府漁連が事業を継承。	3・28	原蚕種管理法公布(原蚕種管理を国営として蚕品種の統一をはかる。昭10・9・1施行)。
(2)	大江山牧野組合成立し、面積516.2haで雲原村と金山村の共同施設。高さ1.3mの土塁を周囲にめぐらし総工費2万6千余円。西原亀三の指導になる。これにより村内経済のたちなおりの端緒がひらかれ、畜産振い雲原牛の声価をたかめた。昭18・7大江山種牛場開設。	3・30	農林省米穀局設置(従来米穀部の米穀統制事務を継承)。
(3)	人絹進出と米財界の不況による養蚕農家の窮乏を救うには桑園整理と代作・混作の奨励にありとして養蚕をやめるよう発表。府ではそれぞれ反当り7円前後の補助金を支出して桑園の整理と、果樹・そ菜・工芸作物等への転換を奨励。	3・31	漁船保険法公布。
		3・一	輸出生糸取引法(7・1施行。輸出生糸問屋を免許制として、小規模業者を整理)。
		5・1	牛乳営業取締規則改正施行。農乳を市乳原料とする酪農組合や牛乳処理場に進出の機会を与える。
		5・20	臨時米穀移入調節施行法(朝鮮米・台湾米の内地移入量調節など)。
		5・一	小型動力耕うん機競技会開催(岡山県児島郡の中心地興除村で開かれ、大きな刺激を与える。ロータリー式耕うん機普及の端緒)。
		6・28	農民道場に関する農林省令公布(農村中堅人物養成施設、全国に修練農場19カ所、漁村修練場1カ所をおく)。
		7・21	兵庫県産業奨励館において開催の関西府県農会連合会、農本主義を基調とする世論の喚起を決議。
		9・21	室戸台風(911ミリバール、関西大被害、死者3,000人)。
		11・一	桑園整理改植助成(3カ年で9万町歩の桑園整理を旨す。助成費430万円が11月の臨時議会で認められる)。
		12・26	東北振興調査委員会官制公布。
		この年	▷ 和歌山県、全国にさきんじて、木材県営検査を実施。
			▷ 産業組合中央会、全国的な鶏卵販売の指導に乗り出す。
			▷ 山岡製作所によって小型ディーゼルエンジン登場(燃料費少なく農業用としてすぐれる)。
			▷ 以後3年にわたり北海道空知支庁管内水田6万町歩に対しイモチ病総合防除実施され、成功。
			▷ 全購連の肥料取扱高94万8,000トンとなる。
			▷ 朝鮮・台湾への肥料移出著しく増加。
▷	沿岸指導船雄島丸竣工(14.47t、40馬力)。府水産史年表		
	▷ 宮津水産販売購買利用組合設立され缶詰製造開始。 同上		
	▷ 天田郡水産会、由良川産アユの販売統制に着手。府の農林水産業		
	▷ 与謝郡栗田村海軍飛行隊設置にきまり同地方の地価高騰。府産業組合史		
	この年ごろ		
	▷ 綴喜郡大住村岡村地方、府の補助を受けて桃林を開墾。大住村史		
	▷ 枳貯蔵倉庫、府下26カ所に建設される。		



京	都	府
2・26 米穀業者、米穀自治管理法案批判演説会を開催。 日出 2・27		12・1 府は、何鹿郡以久田村に種羊場設立、養蚕農家の経済助長をはかる（農林省から種羊種羊コリデール種牝50頭、牡2頭の貸付けをうける）。 告示632号
2・一 府産業組合連合会、農産物販売の統制を図り農産物の直接供給にのりだす。 日出 2・4		この年 ▷ 府、有畜農業専任指導奨励官を設置。 府農会報 522
3・7 全農京都府連大会に参加農民649名。 日本農民運動史		▷ 府、農村工業専任職員として農林技手1名を設置。 府の農林水産業
3・12 久世郡竹林組合設立。 告示127号		▷ 雲原養鱒場（天田郡雲原村）設立（西原龜三夫人の経営）。 府水産史年表
3・12 府、桑園整理とその跡作指導を通ちょう（跡作には個々の選択に委せず町村単位に品種等を指定し食料・飼料等の自給をはからせる）。 10農1576号		▷ 府農会、政府助成を得てこの年から小麦作改善成績競進会を開催。 府農会史
3・22 府農林産物共進会開催（府立農林学校）。 公報		▷ 京都市に平安家畜保険組合、綴喜郡に城南家畜保険組合設立。 府農会報 522
4・1 府水産肥料検査規則制定。 府令16号		▷ 船井郡胡麻郷村産業組合、玄米960俵を大阪陸軍糧秣廠へ納入（府下生産者団体による陸海軍への販売高は3万2千余円に達す）。 府農会報 521
4・一 府水産会販売斡旋所、地方製氷会社と契約し鮮魚出荷の鮮度保存に好成果（10月までの氷の斡旋数量4千トンに達し前年比魚価は2割高）。 府の農林水産業		この年ごろ ▷ 天田郡雲原村の耕地交換分合および農家集団移転開始（昭9以降土地条件の均等をめざして湿田35町歩の暗渠排水事業実施）。雲原村更生誌
4・一 府養蚕業組合連合会、綾部で蚕業大共進会開催。 府蚕糸業組合50年史		▷ 壬生では壬生菜作られなくなる。山科ではトマトの作付が増え山科ナス作は減る。聖護院キウリの促成栽培は暖地産早生キウリに圧迫され不振となる。 近郊蔬菜作の変遷
4・一 反産運動に対抗して京都府産業組合協会設立。 府産業組合史		▷ 日下部菊次郎、熊野郡の砂丘を利用しチューリップの栽培に着手。 ☆
5・21 府農事試験場の試験成績に基づき府の水稲奨励品種に愛国1号等の号等をきめる。 10農2928号		
5・25 竹野郡間人漁業協同組合設立（改正漁業法による新漁組結成の最初。昭15・5までに53組合が改組新設）。 府漁業の歴史		
6・23 寅天堰水利問題、再び騒擾。 日出 6・24		
6・一 府農会第15代会長に磯部清吉就任（～昭19・1）。 府農会史		
6・一 府水産会、宮津町において第2回中部日本海水産連合大会を開催。 帝国水産会沿革誌		
7・22 山陰線馬堀駅完成（全額地元篠村負担）により同村は京都市近郊蔬菜作地帯となる。 篠村史		
8・6 府農会、知事に郡市町村農会技術員の待遇改善を要求（農会技術員が府の農林産物検査員を兼務し他府県と異なる）。 府農会報 517		
8・26 医療利用組合連合会南丹病院設立 <sup>(1)</sup> （船井郡八木町）。 府産業組合史		
10・23 相楽郡木津町市毛の小作争議、激化（小作側は立禁、立毛差押えから地主に大衆交渉）。 農民組合運動史		
11・26 相楽郡木津町市坂の小作争議、激化。 日出 11・29		

参	考	日	本
(1)	農民のための保健医療施設の不備にかんがみ八木町等11カ町村と八木共同農業倉庫関係12産業組合長ら主唱して医療利用組合による総合病院を開設。当初京都府医師会と船井郡医師会との紛議で設立が危ぶまれたが、資本金10万円により内科他7科を設け農村医療に貢献。	2・11 東京中央卸売市場業務開始。	
		2・15 米穀自治管理法案議会に提出（内地・朝鮮・台湾を通じる過剰米を、米穀統制組合を設けて統制・貯蔵させる内容。貴族院で審議未了となる）。	
		2・15 冷害により東北の食糧難深刻化、石巻市上釜下釜らの農民、政府米交付基準改正を要求し米貸せ運動を開始。	
		3・28 民事訴訟法一部改正で飯米3カ月分差押え禁止となる（農民運動としては、1カ年分の飯米差押え禁止の法定を要求していた）。	
		8・9 農林省、農村工業奨励規則を公布。	
		8・一 農林省、農村経済更生特別助成施設要綱を定め、特別助成村指定を始める。11年度から5年間毎年1,540町村を指定し、1町村平均1万5,000円の助成と、平均2万円の低利資金を供給し更生をはかる。	
		10・30 共同漁業(株)のトロール船湊丸、メキシコに出漁（このころから日本のトロール船、太平洋全域に出漁開始）。	
		12・3 全国乾繭販売購買組合連合会設立。	
		12・一 養蚕実行組合組織率95.4%となる。昭7・6は59%であったが、養蚕応急資金交付を通じて増加。	
		この年 ▷ 東京帝国大学農学部実科、独立して東京高等農林学校となる。	
		▷ 農家の供給する原料乳が酪農業者供給分をこえる。	

京	都	府
1・上	府、国庫補助経済更生指定町村に天田郡雲原村など9カ村を指定。 日出 1・11	10・一 乙訓郡羽東師村信用販売購買利用組合設立。 乙訓郡誌
1・31	府農林産物販売統制委員会設置。 告示63号	10・下 府農試丹後分場、麦作不振にかんがみ対雪種の選定など麦作耕種標準を指示。 日出 11・2
2・3	府畜連、綾部町で緬羊講習会を開催。 府農会報 522	10・一 南桑寅天堰水利問題、府の斡旋により堅堰を排し木堰を設置することで解決。 日出 昭12・5・5
2・4	府、農村工業奨励要項を定める。 1農671号	12・15 農山漁村経済更生特別助成規程を定める。 告示769号
2・6	府、農村工業協議会を開催。 府農会報 523	12・15 京都市米穀商統制組合設立。 告示798号
2・一	京都市農林課、清浄野菜の栽培を近郊農家に奨励。 日出 2・28	<b>この年</b> ▷ 府農会、スイカ品種の改良統一を図るためスイカ採種圃(5反歩)を設置。 府農会史 ▷ 伊根浦漁業協同組合、貯水庫を設置。 府漁港の歴史 ▷ 府および茶業組合連合会議所、製茶機械の第2次統制を5カ年計画で着手。 ☆ ▷ 米穀自治管理倉庫の建設はじまる(本年度5棟)。 ▷ 宮津の岡本繁蔵、朝鮮長津浦から二そう廻し巾着船広進丸を購入操業し好成績。 府水産史年表 ▷ 府下一円のカマボコ工業組合設立。 同上
3・27	府、農村経済更生のための報徳講習会を京都市明倫小学校において開催。 公報	<b>この年ごろ</b> ▷ 府農林技手羽室英一ら、牛トリコモナス病対策として人工授精に成功。 府の家畜人工授精の思い出
3・27	林業共同施設奨励規程を定める。 府令15号	
3・一	丹後地方豪雪。果樹類全滅に近い被害。 日出 3・14	
4・14	経済更生指定町村代表者会議、更生計画の重点を負債整理におく(～4・16)。 日出 4・15	
4・19	大日本農機具協会京都支部設立。 日出 4・19	
4・中	京都市は自作農奨励資金の貸付けにつき小作農の確実な自作農転化を図り貸付利率年3分、24カ年均等年賦で農家によびかける。 日出 4・20	
4・22	中郡常吉村の常吉川決壊し冠水田畑約350町歩。 府農会報 527	
5・上	西本願寺派婦人会本郡、農村振興をめざし農産物購買販売連盟を結成。 日出 5・18	
6・一	京都市横大路塵芥焼却場竣工(焼却能力1日7万5千貫)。 市学区大観	
6・一	第1回製茶品位審査会(茶業組合連合会議所主催。品位の格付を行ない販売を円滑にする)。 ☆	
7・12	府種羊場開場式(対豪州通商悪化により羊毛の自給自足が緊急問題となり、府では府下牧羊数が昭8の13頭から昭10に380頭となったのに注目し、牡羊の配布・管理・羊毛加工のための種羊場を開設する)。 日出 7・8	
7・17	林道開設助成要項を定める。 1農3223号	
8・上	府、雪害桑樹に対し整理・改植・混作に第2次助成金を交付。 日出 8・8	
8・22	府、畜牛トリコモナス病の集団検診を実施(検診数5,579頭、うち罹病牛267頭)。 府農会報 534	

参	考	日	本
		1・17	労組法・小作法獲得全国労農大会(全評・全農・交通総連など8団体参加)。
		2・26	2・26事件おこる。
		5・26	産繭処理統制法公布(繭の検定取引を強制し、特約取引を認可制とする)。
		5・28	粳共同貯蔵助成法公布(9・20施行)。
		5・28	米穀自治管理法公布(前年審議未了となったもの、米穀統制組合・米穀商統制組合の手によって内地・朝鮮・台湾を通じる過剰米処理のための法律。昭12・7に始まった日華事変の進行とともに米の供給過剰は終わり、本法の意義も消える)。
		5・29	重要肥料業統制法公布(肥料販売価格の適正化をねらい、硫安輸出入許可制、硫安・石灰窒素・過磷酸石灰の販売価格承認制をとる)。
		7・6	農林省に馬政局設置。
		8・一	拓務省(昭4・6設置)は20カ年100万戸開拓移民送出計画を樹立し、翌年度から実施。(満州移民計画)。
		9・4	馬産奨励規則制定(従来の諸規則の整理)。
		10・26	クランク式動力耕耘機を石川県農事試験場で試運転(単作地帯の水田耕起を目的としたもので、のち東北地方に普及)。
		11・10	蚕糸業組合法改正。
		<b>この年</b>	▷ 製茶取締規則を公布、輸出検査標準を定める。 ▷ 東北地方集団農耕地開発事業助成をこの年から昭15まで5カ年の継続事業として始める。小用排水・小設備の事業および暗渠排水事業を助成。 ▷ 農業恐慌によって小作問題悪化したため、小作事情調査を行なう。 ▷ 人絹糸生産高(2億7,336万ポンド)、米国を抜き世界第1位となる。

京 都 府	参 考
<p>1・7 天田郡細見村農事実行組合設立。 告示28号</p> <p>1・8 何鹿郡中筋村施業森林組合設立許可。 告示5号</p> <p>1・12 府、民有林野の採草地改良助成要綱を定める(採草地の草生を改良し自給肥料の増加をはかるため)。 公報 1・12</p> <p>1・29 森林治水団体設立奨励規程(民有林野において治水のため森林の保護・造成等を行なう森林組合に対し助成)。 告示40号</p> <p>1・一 経済更生特別指定村(7カ村)を指定。 府産業組合史</p> <p>2・16 伏見区下鳥羽の小作人70名、化学工業進出による用水汚せんで米作不振を理由に小作料2割削減を要求して京都地裁へ調停申立。<sup>(1)</sup> 日出 2・17</p> <p>3・30 公有林野造林補助規程を定める。 告示189号</p> <p>5・上 伏見区の森本彦三郎、西洋茸の栽培に成功し米国等に大量に逆輸出。 日出 5・12</p> <p>6・11 自給肥料改良増産奨励金交付要項を定める。 2 殖1463号</p> <p>6・中 京都営林署、山村に無料相談所を開設し副業を奨励。 日出 6・13</p> <p>8・3 水産共同施設奨励要項を定める。 2 殖1835号</p> <p>9・23 府農会、時局対策自給肥料改良増産研究懇談会を開催。 府農会報 543</p> <p>9・一 府、第二次産業組合拡充計画要綱制定。 府産業組合史</p> <p>10・29 災害防止林業施設補助規程を定める。 告示657号</p> <p>11・23 府、農山漁村銃後対策協議会を開催。 府農会報 545</p> <p>12・3 府漁業組合連合会設立。<sup>(2)</sup> 府漁業の歴史</p> <p>この年</p> <p>▷ 昭12年度に産業組合未設置町村ならびに未加入農家解消運動をおこし目的を達成。<sup>(3)</sup> 府産業組合史</p> <p>▷ 府下部落産業組合の町村区域統合完成。</p> <p>▷ 府下産業組合は、他の金融機関に率先して報国貯金運動(目標3,000万円)をおこす。</p> <p>▷ 和牛登録事業開始。 ☆</p> <p>▷ 軍需用乾燥蔬菜の製造・出荷はじまる。 府農会報 544</p> <p>▷ 府農会、事变下農村対策事業として農業生産の増進を目的に農業共同作業を実施。 府農会報 550</p>	<p>▷ 府農会、農業経営改善集団指導事業に着手(1市15郡から各1町村を選び部落基礎調査をはじめ増産のための更生事業を実施)。 府農会報 552</p> <p>▷ 与謝郡府中水産物加工改良組合、化製場(建坪21坪)を建造し魚肥製造を開始。 府漁港の歴史</p> <p>▷ 江尻の後藤虎雄、間人のサンパンに陸上エンジン掘付け(モーター船のはじめ)。 府水産史年表</p> <p>▷ 府立農事試験場山城園芸場で、新品種聖護院大根「山城2号」「山城5号」などを育成。府下に原種配付(現在も淀地方で主要品種)。 府農試調べ</p> <p>▷ 動力脱穀機普及はじめる。<sup>(4)</sup></p> <p>▷ 昭12末耕地面積</p> <p>田 42,700町歩 { 一毛作田 22,500 多毛作田 20,200</p> <p>畑 17,500</p> <p>計 60,200町歩(前年比900町歩増は巨椋池干拓) 公報 6・3</p>

参 考	日 本																																																																																																										
<p>(1) 申立理由。地主側から借りた計33町1反5畝18歩の土地については昭2小調第22号小作継続等請求事件として昭3・5・31京都地裁で調停成立したが、その後10年を経て加茂川用水は化学工業の発展等に伴い耕地は荒れ収穫は減少した。当時反当り3石程収穫をみたが現在では2石7斗内外しか穫れない。加えて米穀検査は厳重になり、産米は改良され品位は向上し市場価格は引上げられたが、この産米改良に要する負担は申立人等において支払い、その利益は従前より良い米を小作料として受取る地主が得る。申立人等の負担は乾燥の強化や衣装の改善による労力を費用に加えるに、従前の扱摺りは機械摺りとなったので一俵につき1貫6、7百匁米を摺り込むようになり、これらを計算すると申立人等は1割以上余分に小作料を支払うことになる。</p> <p>(2) 府漁連は水産会委託販売斡旋所を継承し直営水産物共同販売所とし、これにより漁業資材の購買販売を漁民の自主的な組織化に成功。</p> <p>(3) 産業組合数累年比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全 国</th> <th>京 都 府</th> <th>未設置町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>明36</td><td>870</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td>38</td><td>1,561</td><td>27</td><td></td></tr> <tr><td>43</td><td>7,308</td><td>163</td><td></td></tr> <tr><td>大4</td><td>11,509</td><td>223</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>13,442</td><td>262</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>14,517</td><td>283</td><td></td></tr> <tr><td>昭8</td><td>14,651</td><td>306</td><td>24</td></tr> <tr><td>9</td><td>14,815</td><td>309</td><td>20</td></tr> <tr><td>10</td><td>15,028</td><td>310</td><td>14</td></tr> <tr><td>11</td><td>—</td><td>309</td><td>9</td></tr> <tr><td>12</td><td>—</td><td>293</td><td>8</td></tr> <tr><td>13</td><td>—</td><td>303</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>府産業組合史</p> <p>(4) 農機具の普及台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>農用電動機</th> <th>農用発動機</th> <th>動力脱穀機</th> <th>動力噴霧機</th> <th>自動耕耘機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭10</td><td>1,707</td><td>1,871</td><td>383</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr><td>22</td><td>4,852</td><td>3,586</td><td>4,765</td><td>39</td><td>11</td></tr> <tr><td>24</td><td>8,648</td><td>4,532</td><td>7,145</td><td>33</td><td>62</td></tr> <tr><td>27</td><td>9,673</td><td>6,998</td><td>10,907</td><td>84</td><td>82</td></tr> <tr><td>30</td><td>10,275</td><td>10,579</td><td>17,429</td><td>234</td><td>940</td></tr> <tr><td>35</td><td>10,957</td><td>26,698</td><td>33,393</td><td>1,047</td><td>7,271</td></tr> <tr><td>40</td><td>16,000</td><td>31,600</td><td>45,400</td><td>3,343</td><td>31,735</td></tr> <tr><td>42</td><td>15,220</td><td>26,330</td><td>46,270</td><td>7,060</td><td>44,200</td></tr> </tbody> </table> <p>資料 昭30まで府農林部：京都府の農林水産業、以降農林業統計表</p>		全 国	京 都 府	未設置町村数	明36	870	16		38	1,561	27		43	7,308	163		大4	11,509	223		9	13,442	262		14	14,517	283		昭8	14,651	306	24	9	14,815	309	20	10	15,028	310	14	11	—	309	9	12	—	293	8	13	—	303		年次	農用電動機	農用発動機	動力脱穀機	動力噴霧機	自動耕耘機	昭10	1,707	1,871	383	6	1	22	4,852	3,586	4,765	39	11	24	8,648	4,532	7,145	33	62	27	9,673	6,998	10,907	84	82	30	10,275	10,579	17,429	234	940	35	10,957	26,698	33,393	1,047	7,271	40	16,000	31,600	45,400	3,343	31,735	42	15,220	26,330	46,270	7,060	44,200	<p>2・一 糸価安定施設法公布(4・1施行)。製糸業者による糸価安定施設組合を設置。</p> <p>3・31 森林火災国営保険法公布(樹齢20年以下の人工植栽地を対象とする森林火災保険制度)。</p> <p>5・一 臨時肥料配給統制法公布(9月施行)。政府の代行機関として硫安販売会社をつくり、硫安の一手買取り・販売を行ない、小売りの最高価格を定める)。</p> <p>7・7 蘆溝橋で日中両軍衝突(日中戦争の発端)。</p> <p>8・9 機船底曳網漁業整理規則公布。</p> <p>9・18 漁船保険組合補助規則公布。</p> <p>9・26 帝国治山治水協会設立。</p> <p>9・一 農村負債整理資金特別融通法及補償法公布(昭8農村負債整理組合法の発展)。</p> <p>9・一 産業組合金融統制団設立(産業組合中央金庫・道府県信用組合連合会が、政府の承認を受けて、資金の自治的統制をはかる)。</p> <p>10・23 自作農創設維持補助助成規則制定(未墾地の開発による自作農創設のために道府県の支出する奨励金または費用に対し助成金を交付)。</p> <p>この年</p> <p>▷ アルコール専売法公布(カンショ・バレイショを原料とするアルコール製造を専売とする)。</p> <p>▷ 第2次自作農資金融通計画樹立(昭12以降25年を期間として、年4,000万円を府県に融資)。</p> <p>▷ 第2期森林治水事業開始(12カ年継続総経費7,750万円で荒廃林野復旧など)。</p> <p>▷ 農工銀行の勸業銀行への合併40行に及ぶ。農工銀行として残ったのは6行。</p> <p>▷ 青森県三本木原・秋田県田沢疏水国営開墾着工。</p> <p>▷ 労働力節約の見地から、動力脱穀機普及のテンポこの年から早まる。昭10に9万台の脱穀機数は14年23万台、17年36万台となる。</p> <p>▷ 養蚕家における1代交雑のカイコ品種飼育は、全飼育量の98%をこす。</p>
	全 国	京 都 府	未設置町村数																																																																																																								
明36	870	16																																																																																																									
38	1,561	27																																																																																																									
43	7,308	163																																																																																																									
大4	11,509	223																																																																																																									
9	13,442	262																																																																																																									
14	14,517	283																																																																																																									
昭8	14,651	306	24																																																																																																								
9	14,815	309	20																																																																																																								
10	15,028	310	14																																																																																																								
11	—	309	9																																																																																																								
12	—	293	8																																																																																																								
13	—	303																																																																																																									
年次	農用電動機	農用発動機	動力脱穀機	動力噴霧機	自動耕耘機																																																																																																						
昭10	1,707	1,871	383	6	1																																																																																																						
22	4,852	3,586	4,765	39	11																																																																																																						
24	8,648	4,532	7,145	33	62																																																																																																						
27	9,673	6,998	10,907	84	82																																																																																																						
30	10,275	10,579	17,429	234	940																																																																																																						
35	10,957	26,698	33,393	1,047	7,271																																																																																																						
40	16,000	31,600	45,400	3,343	31,735																																																																																																						
42	15,220	26,330	46,270	7,060	44,200																																																																																																						

京 都 府	府
1・28 機船底曳網漁業整理水産組合設立(当時41隻606トンを26隻350トンに整理の方針)。 告示78号	▷ 府畜連、畜力利用水田中耕除草試験を実施し家畜を水田に入れても減収にならぬと結論。 府農会報 560
2・15 自作農創設維持奨励規則を定める。 府令3号	▷ 天田郡雲原村、日蔭林地伐採ならびに植林制限申合を定め、耕地に隣接の林野は7間以内の地区を日蔭林として伐採しその跡地を草刈地とする。 雲原村更生誌、府農会報 583
3・13 府農会、事変対策肥料講演会を開催。 府農会史	▷ 府山林会、事変下農村対策事業として松脂採取・製炭講習を指導。 府農会報 550
3・一 府、農業用揮発油および重油の消費を規制。 3 殖1763号	この年ごろ
4・20 城南竹林同業組合設立。 告示258号	▷ 山城地方で誘蛾灯によるメイ虫駆除さかん。 ☆
4・一 府丹後雪害試験場設立。 峰山郷土史	▷ 産業組合中央会京都支会、府下の不振産組の特別指導を開始(とくに山間郡に不振産組めだつ)。 ☆
6・一 市農会、府立農林学校生徒700人を市内農家の稲作等に勤労動員。 日出 6・11	▷ 裏作を奨励(事変による生産増強のため奨励金交付)。 公報 8・9
6・一 府、綿製品非常管理による女工を主とする染織工2万人の失業対策に一部婦農を考慮。 日出 6・30	
7・1 府、南桑田郡曾我部村で畜力利用水田中耕除草を講習。 府農会報 552	
7・1 府、農会に畜力利用農具の設置を奨励。 公報 7・1	
7・中 府、産業組合未設立の6カ町村に対しその設立を強制。 日出 7・14	
7・20 府農会、農民精神の高揚を銘うち綴喜郡八幡町の淀川堤にて第1回草刈競技会を開催。 府農会報 553	
7・下 府繭検定所竣工(綾部町本宮村、14年度実施の産繭処理統制法による強制検査の予備的訓練の場となる)。 日出 7・30	
8・9 府、5カ年計画で民有林の間伐を奨励。 3 殖2553号	
8・一 府に産業組合監督官をおく。 府産業組合史	
9・13 府農試内に農会技術員養成所設置。 告示587号	
9・22 大日本農会京都府連分裂し、一部は京都愛国農民連盟結成。 農民組合運動史、日出 9・29	
10・18 動力扱摺取締規則(扱摺業者は、知事の許可制となる)。 府令57号	
11・上 天田郡細見村、4カ年計画で満州開拓分村計画に着手。昭12・2 出発。 <sup>(1)</sup> 日出 11・5、府農会報 570	
11・22 府農会、知事に農機具に関する専任職員を設置を陳情。 府農会報 557	
この年	
▷ 府農会、3カ年継続の農業経営改善集団指導事業を行ない農家の記帳励行を部落単位に推進。 府農会史	
▷ 南桑田郡種田野村で聖護院カブラの栽培開始。 近郊蔬菜作の変遷	

参 考	日 本
(1) 計画によれば、従来農村から都市に流入する者は多く都市における落伍者となる実情から、国策に沿う4カ年110戸の満州移住送出を計画。	3・17 産業組合中央金庫法改正され、漁業組合連合会・漁業協同組合の加入を認める。 3・18 産業組合自治監査法公布。 4・1 国家総動員法公布(5・5一部施行)。 4・2 農地調整法公布(8・1施行。自作農創設事業に法的根拠を与え、農地委員会を設けて耕地に関する権利の移転に関してその議を経る部分をつくる)。 4・2 農業保険法公布(昭14・4・1施行。市町村農会および養蚕実行組合による農業保険組合を組織し、水稻・桑園・ムギに対する風水害・干害・ひょう害について保険事業を営むことを認める)。 4・6 電力国家管理法公布。 4・20 臨時農村負債処理法公布(日中戦争による戦死傷者・死没者の遺族で農村に居住する者の経済更生をはかるため、その負債処理を目的とする)。 7・9 商工省、物品販売価格取締規則公布(鶏卵をはじめとして、以後この規則によって畜産関係品の価格統制範囲拡大)。 8・一 木炭の標準最高販売価格公定される。 9・1 全農家の申告に基づく農業基本調査たる「農家一斉調査」行なわれる(わが国の農業センサスの最初の試みである)。 10・15 飼料配給統制法施行。 この年 ▷ 肥料割当制実施。 ▷ 以後、年々2,000町歩のアサ類栽培面積増加を計画。 ▷ 農業共同作業運動始まる(労働力不足対策)。 ▷ 農林省、岡山県農事試験場を指定して、小型動力耕耘機の比較試験を行なう。

京	都	府
1・上	府、時局下農村対策の中核となる強力な企画院式の委員会を設置。 日出 1・14	
1・13	経済更生委員会規程を改正し委員会の強化拡充をはかる。 日出 2・1	
1・24	府蚕糸業協議会、真綿・羽毛等の軍需品供出強化、自給生産・共同作業の推進等を協議。 日出 1・25	
2・21	府農会、系統農会の共済事業を奨励。 府農会史	
2・24	府郡市農会、時局対策農家組合幹部懇談会を開催。 <sup>(1)</sup> 府農会報 560	
2・一	天田郡細見村の満蒙開拓分村先遣隊出発。 日出 7・3	
3・23	船井郡畜産組合設立。 告示231号	
4・一	府、米穀増産督励委員を設置。 府農会報 561	
4・一	府漁連、利用事業を開始。 府沿海の水産統計	
4・一	府、農村労働力減少による耕作放棄防止のため農業報国班を設置し集団労働組織をはかる。 日出 4・15	
5・10	府、畜産の拡充増産5カ年計画樹立。 府農会報 570	
5・23	府、木炭増産を奨励。 4 殖1912号	
6・9	市中の空地を利用し家畜飼料の簡易生産を目的とする稗栽培運動はじまる。 府農会報 564	
6・30	府、農機具最高販売価格を指定。 府農会報 565	
7・下	旱害植付不能地310町歩。 日出 8・1	
8・上	府、マニラ麻の代用品として桑の樹皮からパルプを採取することを奨励。 日出 8・2	
8・22	綴喜郡園芸出荷組合設立。 府農会報 566	
8・25	府農業保険組合連合会設立。 同上	
10・2	府農会・産組京都支会、農村部落団体活動促進に関し協議会。 府農会史	
10・中	府、米穀配給制開始、混砂米の販売を禁止。 日出 10・15	
11・6	京都府地方物価委員会、木炭・酒・足袋等の公定価格を決定。 日出 11・7	
11・7	商工省、京都府外7府県の白米小売価格を1等米14kg当り4円75銭に公定。 同上	
11・29	市養豚畜産組合設立。 告示801号	
12・1	与謝郡野間村・竹野郡弥栄村から和歌山県下柑橋収穫移動労働に出稼ぎ。 府農会史	
12・中	府、草木灰蒐集運動を督励。 日出 12・18	
		この年ごろ ▷ 府下燃料業者1,800余を100余に整理・統一。 ☆ ▷ サバ巾着網の焚入れ漁はじまり夜間操業さかん。 ☆

参	考	日	本
(1)	肥料・農具等の配給統制に関し、自給肥料の増産、有畜農業の奨励、肥料の飼料化、農器具の共同利用と新規購入の自粛等を協議。	4・1	森林法第2次改正に照応して、明治末年以来の公有林野整理統一事業勸奨を打ち切り、統一済み林野の経営指導に集中する旨山林局長から各府県知事に通牒。
		4・6	農林省、重要農林水産物増産助成規則公布(戦時下の食糧確保目標を7,100万石においた増産政策)。
		4・11	米穀配給統制法公布(米穀取引所を廃止して日本米穀(株)を設け、米穀商を認可制、次年度から実施)。
		6・20	種馬統制法施行(昭13・4公布。内地馬政計画の企図する馬の改良増殖を目的とする)。
		8・1	肥料配給割当制度実施、肥料の小売価格、公定価格となる。
		8・5	原料甘藷配給統制規則公布(無水アルコール製造用カンショの供給確保を期する)。
		8・10	秋季農村労力調整調査(以後毎年この調査を行なう)。
		10・18	賃金及地代統制令公布(10・20施行。農業労賃もこれにより賃金統制を受ける)。
		11・6	米の強制買入制度始まる(買上計画の遂行上必要があれば米穀統制法による最高販売価格による強制買入れを行ないうるとする)。
		11・一	金沢・名古屋以東の地にある軍隊の農繁秋期援農行なわれる。
		12・6	小作料統制令公布(12・11施行。食料確保の見地から小作農家の再生産確保をめざして、小作料の変更停止、地方長官・市町村農地委員会による小作料適正化措置を決める)。
		12・29	木炭配給統制規則公布。
		12・一	満洲開拓政策基本要綱制定。
		この年	▷ 新馬政計画発足。 ▷ 噴霧機、水田で病虫害防除の薬剤散布に使われ始める。

京 都 府	
<p>1・一 府農会、農産物の価格協定に着手。 府農会史</p> <p>2・2 中央教化団体連合会(財)、府下で久世郡寺田村他2村を産業・経済・教化の理想郷に指定し活動を開始。 日出 2・3</p> <p>3・9 府緑肥増殖協会設立。 府農会史</p> <p>3・一 府農会、肥料用空気を系統農会を通じて回収。 同上</p> <p>4・23 府、本年産米の市町村別割当数量を定め米生産の増強・確保を図る。 5農水161号</p> <p>4・一 府立河守蚕業学校、河守農蚕学校と改称。 府立大江高60年の歩み</p> <p>4・一 府農政課設置。</p> <p>5・一 府淡水漁業組合連合会設立。 府漁業の歴史</p> <p>5・一 伊根漁協、個人有の特権漁業権買収(これにより組合員は漁業生産について平等の権利を取得)。 府水産史年表</p> <p>5・一 昭和丸漁場調査のため舟山列島に出漁。 同上</p> <p>6・10 府農会、青果物配給統制の趣旨徹底のため各地で協議会開催。 府農会史</p> <p>6・28 府煙草耕作組合連合会設立。 同上</p> <p>8・2 時局対策部落農業団体幹部懇談会、部落農業団体の整備および農会加入等を協議。 府農会報 577</p> <p>8・5 府、中央卸売市場の野菜価格暴騰に手入れを行ない業者150余名を検挙。 日出 8・9</p> <p>8・13 農業水利改良事業奨励規程を定める。 告示759号</p> <p>8・15 大日本農会、京都市で自給肥料改良増産並施肥改善指導者研究会を開催。 三会創立75年記念</p> <p>10・7 東海近畿北陸2府10県農会農業共同作業並農業経営主任者協議会を府農会で開催。 府農会史</p> <p>10・15 部落団体整備協議会、府信連で開催。 同上</p> <p>10・19 府、臨時米穀配給統制規則取扱要綱を定める。 府農会報 579、公報 10・19</p> <p>11・2 郡市農会長会、知事に米穀の俵装簡易化を要望。 府農会報 580</p> <p>11・7 府農地委員会、自作農創設維持資金の貸付額を決定。 日出 11・8</p> <p>11・一 産組、国策に基づく資金中央化のため規則により余裕金管理方法限定される。 府産業組合史</p> <p>12・11 大政翼賛会京都支部結成式(平安神宮)。 日出 12・12</p>	<p><b>この年</b></p> <p>▷ 左京区一乗寺の一乗寺酸茶組合解散(聖護院大根の栽培消滅)。 近郊蔬菜作の変遷</p> <p>▷ 左京区上賀茂酸茶組合設立。 同上</p> <p>▷ 府農会、各郡市16カ所に共同作業特別指導農家組合を設置。 府農会史</p> <p>▷ 府農会、聖護院大根等必要蔬菜の採種圃を郡市農会に設置。 同上</p> <p>▷ 府農会、使用済の犁先を再生利用するため故犁先を回収、再交付を実施。<sup>(1)</sup></p> <p>▷ 両丹地方、労働力不足を補うため深箱による稚蚕の共同飼育を開始。 日出 昭17・6・10</p> <p>▷ 府漁連、水産物共同販売設備(競売所等572.5坪)と燃油槽(150t油槽1基)を建造。</p> <p>▷ 加佐郡野原漁協、煮干製造設備を建造。 同上</p> <p>▷ 久世郡御牧村に京都飛行場建設着手(1反300円で買上、400町歩昭17完成)。 府市町村合併史</p> <p>▷ 府の両丹地方指導茶園第2次5カ年計画おわる(昭7着手、第3次は戦争で中止)。<sup>(2)</sup></p> <p><b>この年ごろ</b></p> <p>▷ 農村労働力逼迫により「農兵隊」と唱される移動労働班結成され、溜池工事・水路工事等に従事。 府農業会史</p> <p>▷ 宮津湾獅子崎沖で宮城雄太郎カキ養殖実施、企業化に成功。 ☆</p>

参 考	日 本																																																
<p>(1) 回収故犁先は綴喜郡田辺町の八ツ本季一、南桑田郡馬路村の松村義一、福知山市の足立庄兵衛の3指定鑄造所で再生。</p> <p>(2) 府の指導茶園(両丹地方)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>着手年次</th> <th>地 区</th> <th>面積</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭 7</td> <td>船井郡高原村上豊田</td> <td>2町歩</td> <td>5年後に製茶工場設置</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>与謝郡養老村中波見</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>船井郡松山村皿引野</td> <td>4</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>加佐郡八雲村八田</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>中郡五箇村五箇</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>何鹿郡以久田村岡倉</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>天田郡西中筋村興</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>熊野郡神野村神野</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>南桑田郡千代川村湯井</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>竹野郡弥栄村堤</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>北桑田郡山国村鳥居</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>府農産茶業課調査へ</p>	着手年次	地 区	面積	備 考	昭 7	船井郡高原村上豊田	2町歩	5年後に製茶工場設置	9	与謝郡養老村中波見	1	〃	10	船井郡松山村皿引野	4	〃	11	加佐郡八雲村八田	1	〃	11	中郡五箇村五箇	1	〃	12	何鹿郡以久田村岡倉	1	〃	13	天田郡西中筋村興	1	〃	13	熊野郡神野村神野	1	〃	14	南桑田郡千代川村湯井	1	〃	14	竹野郡弥栄村堤	1	〃	15	北桑田郡山国村鳥居	1	〃	<p>2・15 農地審議会設立(従来の自作農創設維持委員会の拡充)。</p> <p>3・29 木炭需給特別会計法公布(東京をはじめ大都市の木炭需給調節を目標として、相当分量の木炭を政府自ら買取り配給)。</p> <p>4・18 市町村団体を一体化して食糧増産を推進するための部落団体活動等を定め、府県に農業協力会議をつくることを目標に、中央農業協力会設立。</p> <p>5・18 日本肥料株式会社法施行(7・12会社設立)。</p> <p>5・一 農機具関係の工業団体・商業団体・全購連・全漁連などが株主となって、農機具配給(株)設立。</p> <p>6・10 麦類配給統制規則公布。</p> <p>7・一 青果物配給統制規則・薪炭材需給調整規則など制定され、製茶の小売協定価格設定される。</p> <p>8・20 農林省、臨時米穀配給統制規則を公布(米穀流通組織の一元化。9・10施行)。</p> <p>8・20 秋農繁期に工鉦業労務の一時帰農、勤労奉仕などによる救農動員につき農林省・厚生省決定。</p> <p>9・10 森林法第2次改正施行され、すべての民有林に施業案を制定させ、早伐・過伐を防止し、未利用林の活用を勧める。</p> <p>10・24 米穀管理規則によって、米の退蔵・偏在を防ぎ、確実に統制下の流通機構にのせるため、一定の自家保有米を除き、他は全部管理米として、統制下におく。</p> <p><b>この年</b></p> <p>▷ 農林省の奨励によって稲品種、多収品種に転換。</p>
着手年次	地 区	面積	備 考																																														
昭 7	船井郡高原村上豊田	2町歩	5年後に製茶工場設置																																														
9	与謝郡養老村中波見	1	〃																																														
10	船井郡松山村皿引野	4	〃																																														
11	加佐郡八雲村八田	1	〃																																														
11	中郡五箇村五箇	1	〃																																														
12	何鹿郡以久田村岡倉	1	〃																																														
13	天田郡西中筋村興	1	〃																																														
13	熊野郡神野村神野	1	〃																																														
14	南桑田郡千代川村湯井	1	〃																																														
14	竹野郡弥栄村堤	1	〃																																														
15	北桑田郡山国村鳥居	1	〃																																														

京	都	府
1・一 府、食糧増産のため空地利用実施要項を定める。 府農会報 582		7・22 市内中学校男子生徒 3,640 名、巨椋池農道草刈に勤労奉仕。 府農会報 589
1・一 府漁連、貯金受入業務を開始。 府沿海の水産統計		8・一 産青連解散。 府産業組合史
2・中 府、食糧増産のため関係方面の総動員体勢を整え積極的運動を展開。 日出 2・20		9・10 府農会、知恩院で食糧増産技術員修練講習会を開催。 府農会史
2・一 府漁船保険組合設立。 府水産史年表		9・25 府農会、産組中央会京都支会および府購販連、府農試で農機具共同利用講習会を開始。 同上
2・一 府漁業組合連合会、全国に率先して従来の出荷業者をもって京都府鮮魚出荷組合を組織(本会経営の出荷業務の一部を代行させ、集荷・配給・出荷の完全な一元統制を図る)。 府沿海の水産統計		9・25 府警察部、野菜類標準量予約購入制実施要項を決定。 <sup>(1)</sup> 日出 9・26
3・1 米の共同販売開始(米の通帳配給制実施と共に京都市では一せいに共同販売所(500戸単位)で配給されることとなり、従来の米屋は共同販売所の従業員となる)。 日出 3・1		10・1 農林省、京都市の青果物の荷受配給業務等を中央卸売市場内の京都青果会社に一元化し、産地との直接取引を禁止。 日出 10・1
4・1 府、ワラ工品検査規則を実施。 府農会報 585		10・9 府農会、大政翼賛会京都支部等の協力を得て府下5カ所にて木炭供出強化運動の地域別協議会を開催。 府農会報 591
4・5 府・府農会・農業報国連盟府支部共催で、府下5カ所で食糧増産遊説協議会を開催(～10日)。 府農会史		10・25 農地作付統制細則を定める。府令61号
4・8 府修練農場設置(何鹿郡以久田村、皇国農民精神の鍛錬を目的)。 告示309号		10・一 京都府林業指導所設立(北桑田郡弓削村大字下中小字鳥谷、山村中堅人物の養成、林業の実地指導、および林業試験研究)。昭19・4 林業種苗場と改称、練習生養成施設を北桑田農林学校に移管し、専ら樹苗養成事業に当たる。 林業試験場事務概要 昭44
4・8 府種羊場規程を定め綿羊の改良増殖を図る。 告示311号		11・9 巨椋池干拓工事竣工式。 <sup>(2)</sup> (昭15 国営事業完成、昭18団体営工事全部竣工)。 巨椋池干拓誌
4・13 市中央卸売市場、買出人を指定。 日出 4・12		12・一 漁業取締規則改正。 府令67号
4・17 京都食糧管理事務所設置。日出 4・18		この年
4・28 天田郡農業保険組合設立。 府農会史		▷ 府および府農会、麦類の配給統制事業を開始。 府農会史
4・一 郡市町村農会、代用食の利用と自家用米の節約・供出を奨励。 府農会報 585		▷ 府農会、甘藷多収穫競技会を開催。同上
5・1 郡市農会技術員協議会、屑米検査実施を協議。 府農会史		▷ 府漁連、共同運搬船(木造8.73t)建造。 府漁港の歴史
5・12 第39回関西2府17県農会役職員協議会、府農会提出の農業労働に関する研究機関設置の要望等を決議。 府農会報 586		▷ サバ巾着網4統に減ず(伊根と江尻だけ)。 ☆
5・23 相楽郡農業保険組合・北桑田郡農業保険組合設立。 府農会史		
5・一 府農業労働技術改善審議会、慣行農作業を検討し、合理的労働技術の普及徹底のための改善要項をうちだす。 府農会報 586		
6・6 府園芸組合連合会設立。府農会報 587		
6・上 伏見町の淀川河川敷および横大路野島の荒廢地の開墾進む(市農林課の監督下に学生・青少年団体等の勤労奉仕による)。府農会報 6:1		
7・11 府種苗協会設立。 府農会史		
7・22 大日本農会、京都市で第4回食糧農産物増産研究会を開催。 三会創立75周年記念		

参	考	日	本
(1) 市中の野菜類出廻りを円滑ならしめるため28日から実施。芋類、ネギ類、葉・根菜類等日常の必需野菜の消費節約を監視統制するもので、各家庭は前日午後4時までに家族員数に応じ所定の基準量以内において最寄小売商に予約購入を申込み。		1・1 全購連・全販連・日柑連の3産業組合中央機関を統合して、全国購買販売組合連合会設立。	
(2) 碑文		1・20 農林省官制全面的に改正され、食糧管理局が外局として新設され、馬政局・資材部をおく。	
此地もと巨椋池と称し往古宇治木津桂三川と連れる一大湖沼にして後世漸次改修を経しも明治中期までは沿岸一帯の水禍連年絶えず尋いで同43年淀川改修に因り独立の一沼沢となりしに災害尚終熄せず而も水運魚獲の利益は失はるること多きに至れり土地の先覚者夙に之を憂へ大に其根本的干拓の急務なるを論じ初め府営を冀ひしも果さず是に於て干拓期成同盟会を興し現地の自営に頼るの已むなきに及び又幸に昭和の御代に入り国営開墾の議起るや好機を逸せず万難を排し一意之が実現に努めし結果同4年帝國議会で予算の通過を見更に幾多曲折の後漸く同7年2月本池施工を決定せられ11月耕地整理組合を結成し翌8年6月起工の運に会へり爾來8年有餘の歳月を閲し同16年11月竣工を告げ遂に多年の宿願を達するを得たり而して干拓事業の経営は政府と京都府と組合との三者協力に依り経費は国庫及び組合の支出に係り合計343万4,000余円を算し以て干拓田650町歩及び周囲既耕地改良1,000余町歩を得たり(下略)		1・22 人口政策確立要綱閣議決定、内地人口の4割を農業で保有することを明示。	
巨椋池摘録		1・30 臨時農地等価格統制令公布(2・1施行。昭14の売買価格を基準に農地価格の騰貴抑制)。	
・工事直前の巨椋池 周囲4里 面積800町歩 水深平均3尺		4・1 米穀割当配給制度を6大都市およびその周辺に実施(世帯単位の米穀通帳を基準として地方都市が実施主体となる)。	
・起 工 昭和8年6月 竣工昭和16年11月		5・29 生糸検査規則公布(国内用糸にも検査拡大)。	
・開墾干拓事業費 343万4,000円		6・1 木材統制法施行(全国的な配給権を日本木材(株)に与え、地方長官に立木売渡命令権を与える)。	
・成功反別 650町歩 既耕地改良1,034町歩		8・20 諸類配給統制規則公布(いもの自由販売を禁止)。	
		9・一 管理米について不在地主に自家保有米を与えることを否定し、集荷の敏速をはかるため、小作人から直接出荷するように米穀管理実施要綱を改正(不在地主はその代金を受け取ることになり、小作料は地主にとって事実上金納となる)。	
		12・8 対米英宣戦布告、太平洋戦争始まる。 この年	
		▷ 16年度産米より米価、生産者米価と地主米価の2本建てとなる。	
		▷ 鮮魚介(4・1)、食肉(10・20)、配給統制規則公布される。	
		▷ 大日本蚕糸統制(株)設立。	
		▷ 誘蛾灯用青色螢光灯考案され、その効果確かめられる。	
		▷ 動力噴霧器増加。	

京	都	府
1・中 市、木炭と食油の配給を開始。 日出 1・18		7・上 府、木材の計画的生産および配給の円滑を期すため立木・素材販売を府森連扱いにする。 京都 7・10
1・26 府および府農会、郡市ごとに部落農業団体長・食糧増産実行共励員を集め食糧増産を協議（～3・16）。 府農会史		7・14 府、木材供出を督励し、森林組合・林業者に年間計画伐採量を超過し最大限の伐採を通過（乱伐を助長）。 京都 7・15
2・12 府および府農会、天田郡農会等で戦時下農業技術の講習会開催。 同上		8・7 府、肥料配合設備補助規定を制定。 京都 8・14
2・15 農業報国推進隊、船井郡胡麻郷村の農地60町歩の開拓に着手。 日出 3・7		8・10 京大・医大等学生80余名、船井郡胡麻郷村の農地開発営団開墾地で集団勤労（～19日）。 京都 8・3
2・18 乙訓郡向日町、第1回食糧増産奨励協議会を開催し部落農家組合代表者と協議。 日出 3・4		8・13 府、京都地区野菜自給強化協議会を開催。 京都 8・14
2・21 丹後4郡連合畜産協議会、畜産報国について協議。 日出 2・24		9・1 府、堆肥増産運動を開始。京都 9・1
2・26 船井郡農会等、園部町で甘藷増産講習会を開催。 日出 2・27		9・25 第2回食糧増産技術修練講習会（～10・9、知恩院）。 府農会史
2・26 府立城丹蚕業学校、府立城丹実業学校と改称。 日出 3・1		10・1 府農会・産組京都支会、府農試で農機具共同利用講習会を開催。 同上
2・下 府、樹園地を整理し麦作転換を奨励（麦生産目標25万石を達成するため1,690町歩の桑園・茶園・果樹園を整理して麦作転換を指導したが、特に積雪地帯での肥培管理に周到な注意を喚起）。 日出 2・28		10・30 府食糧営団設立。 京都 10・31
3・9 府農会、各郡市ごとに町村農会長同技術員協議会を開催し生産統制令の趣旨徹底と運用につき協議。 府農会史		12・24 府、漁獲物増産施設等の設置に補助。 公報
3・下 久世郡寺田村農会、特産寺田芋の闇取引を取締る。 日出 3・27		12・26 林業用種苗生産奨励規程を制定。 府令93号
4・1 府立水産学校設立（3・31府水産講習所廃止）。 告示361号		12・一 府農会報、満50年605号をもって廃刊（帝国農会発行日本農業新聞京都府版として新生）。 府農会史
4・1 府立水産試験場設立。 告示363号		<b>この年</b> ▷ 府農機具商業組合設立（農機具販売に関し府農業会経済部と競合することになる）。 府農業会史
4・18 樹園地に凍害被害甚大。 府農会史		▷ 府農会、農業生産統制規程を制定。 府農会史
4・30 府森林組合連合会、薪の統制販売要項を発表。 京都 5・3		▷ 任意団体京都府農村研究所設立（主に京大農経教室に委託し、戦時下の食糧増産要請に応える研究・調査を実施）。 府農業会史
4・下 府、農林省助成により耕地改良等農村整備を計画。 京都 4・28		<b>この年ごろ</b> ▷ 府営製炭事業、船井郡上和知村ほか2カ所で実施。 ☆
5・20 宇治郡農会、久世郡農会に編入。 府農会報 600		▷ サバ漁獲史上最高を記録、8,800トン。 府水産史年表
5・下 府、農業生産統制令に基づき24カ町村を労力調整模範村に指定。 京都 5・24		
6・1 府、用材配給統制規則を発表。 京都 6・10		
6・5 府、イモ類統制配給施行細則を公布（イモ類の売渡しは系統農会を経る）。 京都 6・7		
6・下 府森林組合連合会、林業用種子および苗木の受渡しを直営とする。 京都 6・24		
6・下 府、農林水産業用の電気機器配給取扱要領を通達。 京都 6・27		

参	考	日	本
		1・一	全国森林組合連合会設立。
		1・一	堆肥増産倍加運動展開。
		2・21	戦時食糧関係諸法規整理統合されて、 <b>食糧管理法</b> 公布施行される。
		5・20	水産統制令施行（海洋漁業とこれに伴う販売・製氷・冷蔵冷凍業の全面的統制法規）。
		6・5	ミッドウェー海戦。
		6・10	農林省、農業生産奨励規則公布。
		8・5	農林省、漁業生産奨励規則公布。
		9・1	中央食糧営団設立（食糧管理法に基づく主要食糧統制配給の機関。このほかに地方食糧営団設けられる）。
		10・15	農林省、林業振興補助規則公布（森林資源の造成から搬出・貯材・木炭生産など林業全般にわたって支出される道府県の費用に国庫補助金交付を規定）。
		12・17	自作農創設維持事業の整備拡充要綱制定され、第3次自作農資金通計画たてられる。
		12・24	米麦検査令公布（米麦検査はすべて国営とする）。
		<b>この年</b>	
		▷	水産物(1・7)、みそ・しょうゆ等(2・1)に関する配給統制規則公布。



京	都	府
1・28	府農会・府耕地協会、乙訓郡向日町で土地改良技術練成講習会を開催。府農会史	
2・一	府、公有林1千町歩の植林10カ年計画を公表。京都 2・26	
3・1	府農会、筍統制配給協議会を開催。府農会史	
3・31	府漁連廃止、府水産業会設立（水産物の配給統制業務を開始）。府沿海の水産統計	
3・一	京都府農林学校産業組合課は目的達成により廃止。府産業組合史	
4・1	紀元2600年記念府行造林着手（美山町・夜久野町地域で304町歩、昭20完了）。	
6・4	由良川改修事業起工。京都 6・4	
6・25	府馬商組合設立。告示687号	
6・下	府、食糧増産のため加茂川敷や旧東海道線跡等に野菜作りを奨励。京都 6・25	
7・6	丹波馬匹畜産組合、7・10丹後馬匹畜産組合設立。告示771、772号	
7・16	大東亜戦争記念学校林造成奨励規程を制定。公報 7・16	
8・23	府、麦作付割当を通達（麦増産のため秋播麦の割当面積2万1千町歩の確保を期して、農家からの耕作表に基づき部落農業団体長が農会に誓約書を提出させて督促する）。京都 8・28	
8・一	皇国農村確立運動をおこす。府産業組合史	
9・1	府、青果物配給統制規則を一部改正し、消費者による産地からの持出し量を強く制限。京都 9・2	
9・11	府農会、船井郡胡麻郷村において土地改良技術練成講習会を開催。府農会史	
9・20	府、甘藷類配給統制規則施行細則を定める（責任供出数量の割当て制となる）。京都 9・21	
9・27	国庫助成の標準農村、6カ村指定。京都 9・28	
10・1	府立河守農蚕学校、府立河守農業学校と改称。公報	
11・1	農林省、府に第2次水産協会設立を命令し設立委員を任命。京都 11・2	
12・14	府農業団体統合特別融通審査規程（農業団体の統合に着手）。告示1133号	
この年		
▷ 府農業会、戦時即応製茶法を研究し、奨励製茶機械移動修理班を編成し各地で修理に当る。統農業会史		

参	考	日	本
		3・一	農業団体法公布（農会・産業組合・養蚕業組合・畜産組合・茶業組合の5団体を統合し、農業部門の単一系統団体としての農業会をつくり、農業者は強制加入せしめられる）。
		4・6	農地審議会、自作農創設維持事業の整備拡充要綱を決定。自作農創設維持200万町歩（うち既墾地150万町歩）、資金合計71億5,000円、25カ年計画。
		6・4	食糧増産応急対策要綱決定。
		8・1	輸出生糸の自由取引禁止。
		9・2	標準農村303町村の指定。皇国農村確立運動（自作農創設・修練農場・標準農村の設定）の一環。
		9・27	中央農業会設立。
		9・一	米穀について部落責任供出制度実施。
		11・1	農商省設立（農林・商工の2省を再編成し、農商・軍需の2省とする）。
		この年	
		▷ 第2次食糧増産対策から5次にわたり食糧増産土地改良事業を施行（昭22まで）。暗渠排水・小用排水・客土等に成果をあげる。	
		▷ 産業組合中央金庫、農林中央金庫と改名。	

京	都	府
1・10 府農業会発足。 <sup>(1)</sup> 府農業会史、京都 1・11		肉用牛1,961頭、新規購入2,807頭を導入。 府農業会史
1・24 農業団体法第88条により2農会、2産 組解散(農業団体の解散はじまる)。 公報 同上	▷ 府農業会、軍需用松根油の採取を奨励。	
1・一 農業団体統合のため府下250余の農村 産業組合は解散。 府産業組合史	▷ 府農業会、青価物臨時集荷場52カ所を設置。 統農業会史	
3・1 府食糧増産本部発足。 京都 3・1	<b>この年ごろ</b>	
3・10 標準農村設定施設助成金交付規程を定 める。 公報 3・10	▷ 食糧事情いよいよ逼迫し、農家は葛根・イ モのつる等を供出。 府農業会史	
3・10 府立北桑田郡農林学校開校(森林資源 を開発・林業実務家の養成を目的。昭23北桑田高 校と改称)。 北桑田郡誌 近代篇		
3・14 府、学校長に学童動員を通牒(麦の肥 培管理・甘藷の育苗完遂・落葉収集・自給肥料の 増産等)。 9学665号		
4・1 府林業種苗場設立(北桑田郡弓削村)。 3・31 府林業指導所廃止。 告示415、416号		
4・11 府、戦時農業要員の取扱いを徹底させ る。 4農政992号		
5・2 水産業団体法第89条により38漁業組合 解散。 告示458号		
5・31 府下214の市町村農業会すべて設立。 府農業会史		
6・13 府、市町村長・農業会長等に農機具配 給統制要項を通達。 京都 6・16		
6・20 府農業会、未曾有の旱魃に際し水稻植 付対策に灌漑用ポンプの購入を斡旋。 府農業会史		
7・10 府牛乳配給統制組合設立。 京都 7・12		
7・26 府立農林学校、府立農林専門学校とな る。 告示811号		
8・4 府、中等学校および国民学校理科教 員に食糧増産の緊要なる現況から食糧野草の研究、 葉草の研究を教育報国団の事業として奨励。 公報		
9・14 府馬匹畜産組合連合会設立。 同上		
10・3 近畿耕地課長会議、第3次土地改良事 業計画を発表(府の予算700万円)。 京都 10・4		
10・27 府、農村労働力逼迫のため農村青年 から成る食糧増産隊・学徒動員等を強化。 9農政3185号		
11・24 府営第3次食糧増産計画による八幡郷 土地排水改良事業開始。 京都 11・25		
<b>この年</b>		
▷ 府農業会、必需蔬菜指定産地73カ所を設定。 府農業会史		
▷ 府農業会、無畜農家解消のため政府貸付役		

参	考	日	本
(1) 府農会、産組・畜連・養蚕連・茶業会議所等 系統組合55団体を統合し、食糧および軍需農産物 の増産と供出、そのための指導と資材の配給統制、 および農村からの資金吸収とそれによる国債消化 等戦時経済の増強をはかる国策協力機関として発 足。会長には知事指名により府購販連会長の俣野 昌平が任命される。昭18・12・21農商大臣から農業 会設立委員21名が任命され、53団体に解散命令が 発せられ、24日設立委員会、同19・1・10設立総会、 同日付設立認可、1・15設立登記完了。 府農業会史		3・31 日ソ漁業条約5カ年間効力存続に關す る議定書を交換。	
		4・15 生活物資局工業食品課を代用食品課に 改名。	
		4・一 桑皮・野生カラムシ・竹他雑繊維の徹 底的採取の増産を計画。	
		4・一 大日本燐鉍(株)と有機肥糧配給(株)を 合併し日本肥料(株)設立。	
		5・一 軍需に必要な場合、自由に伐採しうる よう、立木非常伐採に關する処置要綱を定める。	
		7・14 立木の公定価格制実施。	
		7・18 木材配給統制規則公布(生産者—地方 木材(株)—日本木材(株)—地方木材(株)消費者の 系統確立)。	
		7・一 戦時繊維増産推進部設置。	
		8・一 農村労働力減退に対処するため女子挺 身隊令を公布し、女子労働挺身隊を農村に派遣。	
		12・27 蔬菜種苗等統制規則公布。 <b>この年</b>	
		▷ 農工銀行の勸業銀行への合併完了。	
		▷ 全肥商連解散。	
		▷ 国民学校初等科第4学年以上の児童、青年 学校・男女中学校生徒、農繁期労働に動員される。	
		▷ 牛馬の県外移出を統制。	
		▷ 生糸・繭短繊維を物資動員計画に編入。	
		▷ 大政翼賛会、農繁期国民皆働運動要綱を決 定。	

京	都	府
1・9	昭19年度薪炭緊急増産施設助成金交付を達す。	公報 1・9
1・19	農業団体法施行細則制定。	府令4号
1・上	府農業会、役肉用牛需給調整要綱を公表。	京都 1・8
1・一	府、食糧確保・液体燃料確保のため甘藷増産計画を督促。	京都 2・9
2・23	自作農創設促進報奨金交付資金について達す。 <sup>(1)</sup>	公報 2・23
3・20	戦局にそなえ、液体燃料の自給態勢をとるため、松根油緊急増産施設に補助金交付を達す。	公報 3・20
3・一	綴喜郡大住村東・岡両区の押上ポンプ施工し木津川の水を高燥地帯に送る。	大住村史
3・一	船井郡竹野村は大13年度以来自作農創設資金9万7千円を借入れ、30町歩の自作農創設を行なう。	公報 3・9
3・一	加佐郡河東村は昭6年以来自作農奨励資金を借入れ、昭16年度までに田11町歩、昭13年度から自作農開墾事業を実施し田6反、畑13町歩の開田、開畑をおわる。	公報 3・9
3・一	夏作肥料自給必遂運動実施(3・1～4・30) 枯草・落葉の徹底的採取など。	公報 3・16
4・7	府農業会第2回総代会で田中府経済第1部長、戦争遂行のための農業団体のいっそうの統制と一元化を説く。 <sup>(2)</sup>	府農業会史
4・上	府、疎開者に対し直ちに就農し、集団的に開田畑を行なうよう指示。	京都 4・3
4・上	府、集団農業の指導方針を決定し疎開者の自給自足を指示。	京都 4・10
4・中	府、林業要員の指定を検討(木材・薪炭・松根油等林産物の生産割当を消化する対策)。	京都 4・14
4・中	府、市内東山一帯社寺有林を伐採し公共待避域にすることを決定。	京都 4・21
4・一	府立亀岡農学校に農業土木科新設。	告示94号
5・1	民有林造林奨励規程を定める。	告示244号
5・15	大堰川流筏やむ。	北桑田郡誌 近代篇
5・16	大政翼賛会府支部、府民皆働食糧増産を奨励。	京都 5・17
5・下	京都営林署、食糧増産のため国有林を解放。	京都 5・31
5・29	府、食糧増産 防空指導 について達す(敵機視界にあるのほか作業継続)。	公報 8・29
5・一	満蒙開拓少年義勇軍第6回京都中隊編	
	成について達す。	公報 5・29
6・1	府、軍用兎緊急増産を奨励。	公報 6・1
6・12	府、航空機用澱粉原料として彼岸花球根採取のため小学校児童に採取させる(6・30まで、野原の多い地方は7・10まで)。	公報 6・12
6・15	府、食糧難にそなえ、桑園等を整理、大豆8千石を目標に増産をすすめる。	公報 6・15
6・上	府、水稲基肥用自給肥料絶対確保運動を展開。	京都 6・6
6・一	府および関係者、未利用資源の開拓に努力(食糧は底をつき、野生植物の茎葉部や野生小動物の食糧化を検討)。	京都 5・17
7・13	府農業会第2回総会で府当局は食糧増産確保のために大豆の緊急増産・焼畑へのソバ蒔付・稲の肥培管理等を督促。	府農業会史
7・下	府、焼畑1,000町歩の造成を計画。	京都 7・28
8・上	府、野菜自給のため野菜特産地を指定。	京都 8・12
8・20	府農業会、戦後の農村指導について協議。	京都 8・27
9・3	秋冬作にそなえ、肥料自給必遂運動をおこし、野草の徹底的採集などを通牒。	公報 9・4
9・上	府水産業会、5・15以降の禁漁を撤廃。	京都 9・13
9・一	府農業会、戦後緊急農業対策を発表。	統農業会史
11・21	府、魚・野菜の統制撤廃。	京都 11・22
11・一	府、旧軍用地等2,100町歩の開墾を計画。	京都 11・26
11・一	府の供出米割当406,000石と決定。	
12・18	府食糧対策委員会設置。	告示611号
12・18	府は復員者・失業者等に対する就農対策実施要綱を定める。	公報 12・18
12・中	府、繭50万貫を目標に桑園化4,000町歩を計画。	京都 12・18
12・中	消費者困窮の折に農業会倉庫に大量の供出麦が在庫し、農民から米穀検査所・食糧管団に非難。	京都 12・18
12・29	府、農業生産統制令施行細則(昭19府令27号)を廃止。	府令33号

参	考	日	本
(1)	自作農創設促進報奨金交付資金ノ件 市町村ニ於テ自作農創設促進報奨金ヲ地主ニ交付スル事務ヲ取扱フ場合ハ市町村起債トシテノ取扱ヲ爲ス様裏ニ指示致置候處該資金ニ關シテハ預金部資金ヨリ日本勸業銀行ニ融通シ其ノ元利ノ償還ハ國庫ヨリ同銀行ニ交付セラルル補助金ヲ充當シ市町村ハ之ガ償還ヲ要セザルモノニ有之就テハ右ノ實質ニ鑑ミ爾今市制町村制上ノ起債ト看做サザル取扱ト致シ事務ノ簡捷ヲ期シ度其ノ筋ヨリ申越ノ次第モ有之 (地方事務所長、各町村長あて通ちょう 昭20・2・23)	10・26	食糧435万トン輸入方を総司令部に要請。同日農林省に開拓局を設置。
(2)	田中経済第1部長告辞「従来ノ農業団体ハ農民ヲ甘ヤカシ陳情取次のノ役割ヲ勤メタカノ観ガアリマシタガ、今日ノ農業会長ハ、自分ノ手足ノ如ク自由自在ニ農民ヲ駆使セネバナラスト思フ。即チ戦時施策ニ即応シ意志ヲ強固ニ持チ、凡ソ是ナリト信ズルコトハ従令農民ノ意志ニ反シテモ強引ニ追従セシムル徳望ト威カヲ持タネバナリマセン」	10・30	農林省、米穀総合供出制採用(地方長官と供出額につき個別折衝開始)。
		11・2	日本社会党結党大会、地主的土地所有の有償没収による自作農主義を主張。
		11・3	単一農民組合結成のための全国懇話会を開催(全国組織の結成を急ぐ考えと闘争を通じて下部組織を確立する考えと対立したが、日本農民組合結成準備委員会成立)。
		11・6	農林省、9・20現在の第1回予想収穫高を4,660万石と発表。
		11・9	緊急開拓実施要項を閣議決定、5カ年間に155万町歩(府県85万町歩、北海道70万町歩)を開墾し、入植農家100万戸造成、ほかに6カ年間10万町歩の干拓と3カ年間210万町歩の土地改良を計上。
		11・14	食糧危機突破官民懇談会開催。
		11・16	地主土地保有面積を3町歩とする農地改革の方針を決め、農林省、自作農創設による農地改革の方針を発表。
		11・19	総司令部から生鮮食料品価格統制撤廃計画即時実行の命令を受け、生鮮食料品価格統制を撤廃し、青果物配給統制規則を廃止(生鮮食料品価格急騰)。
		11・20	地主土地保有面積を5町歩に引き上げ、第1次農地改革案を閣議決定(全国的に地主による小作地取上げ激増)。
		11・29	日本共産党、政府の農地改革案に反対し、地主的土地所有の有償没収を主張。
		12・1	20年度着工緊急開拓計画細目を決定(開拓面積21万町歩とする)。
		12・1	日本共産党第4回大会で農民組織に関するテーゼ採択(農民の基本的要求は「土地を働く農民へ」であり、組織は農民委員会であることを述べる)。
		12・9	総司令部、農民の解放を指令(昭21・3・15までに農地改革計画の提出を要求。農地改革の発端)。
		12・12	日本農民組合結成準備委員会、農地改革案に反対声明。
		12・22	生産者米価1石150円、消費者米価75円に米価引上げ決定。
		12・29	農地調整法改正公布(第1次農地改革の基準法規。地主保有限度5町歩とする提出原案の線で決定。昭21・2・1一部施行、同21・4・1全面施行)。
		この年	▷ 肥料自給の最後の方策として昭20年度夏作および秋冬肥料自給必遂運動を計画。
2・8	農商省山林局に松根油課設置(航空機燃料としての松根油利用計画による)。		
4・1	米軍沖繩本島に上陸。		
4・5	閣議、生産者米価石当り92円50銭と決定(30円値上げ、消費者米価は据置き)。		
5・一	中央林業協力会・全国森林組合連合会・日本木材協会、3者統合し日本林業会設立(森林組合系統団体と日本木材会社系統企業体との協調連絡組織)。		
7・11	主食の配給2合1勺(1割減)。		
8・26	農林省発足(農商省官制改正)。		
9・6	戦時農業団解散。全国農業会令を公布施行し全国農業会を組織(農業団の事業を引き継ぐ)。中国・四国両支部を近畿に合併(8日黒忠篤会長就任)。		
9・18	閣議、青果物・鮮魚類の統制撤廃および食糧確保緊急措置を決定。		
10・1	連合軍総司令部経済科学部長クレマー、「統制は非常手段であり、食糧品自由販売は実情に応じて許可」と意見発表を行なう。		
10・3	農民組合組織世話人会、農地制度改革同盟に属していた平野力三・野溝勝・須永好等中心に戦前の大日本農民組合・日本農民総同盟・全国農民組合に属した人々結集。		
10・20	アカハタ再刊。第1号に地主的土地所有の有償没収と、農民委員会組織の方針を発表。▷		